No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・連絡等名／条例等名	当該条項等	規制概要の分類	整理・PHASE 類型	整理・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直しスピード	見直しの具体的な方法／見直しに不要の具体的な理由／見直しまでの具体的な理由／二輪経緯の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（※2の場合その内容がわかるように記載）	未了の場合	
																					未了の理由	再検討時期
1	徳島県 徳島市	総務課	書面掲示	条例	徳島市公告式条例	第2条	（条例及び規則の公布） 第2条　条例及び規則（以下「条例」という。）は、公布の日の前文及び平月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。ただし、規則については、市長名を記入し市長印を押さ ない。この場合において、前項の署名に代えることができる。 2　条例及び規則の公布は、市役所前及び各支所前の掲示場並びに市長が別に定める掲示場に掲示してこれを行う。 （公告式の公示） 第4条　市長は条例又は規則を制定すべき者を調査し、毎年の本市基準配置日に記して全記載公示する。	地方自治法	第16条第4項及び第5項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
2	徳島県 徳島市	秘書課	定期検査・点検	条例	栄誉記録に関する条例	第4条	第4条　市長は栄誉記録に登載すべき者を調査し、毎年の本市基準配置日に記して全記載公示する。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため							
3	徳島県 徳島市	秘書課	定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のための徳島市長の資産等の公開に関する条例	第2条	（資産等報告書等の作成） 第2条　市長は、その任期開始の日（再選者により市長となった者にあっては当該選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用があると者については当該者の当選の告示があった日とし、補欠選挙により市長となった者の場合にあっては、その者が市長となった日とし、次項において「基準日」という。）において、次に掲げる財産を有し、又は有することとなった場合において、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、その基準日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。 （1）土地（借地している土地（自己が頒興権利者であるものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（縁組組人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合にあっては、その旨 （2）建物　所在、種類及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合にあっては、その旨 （3）預金、所在、名義及び預金種別の異なる預金ごとの残高（当該預金が信託財産である場合にあっては、その旨） （4）有価証券（国債証券、地方債証券、社債券、株券、投資信託又は外国投資信託の受益証券、新株予約権証券及び外国新株予約権証券を除く。）　種類及び種類ごとの銘柄及び株数 （5）その他　株式会社の発行する株式以外の出資持分　種類及び各持分の価額 （6）自動車、船舶、航空機及び使用上高価な動産（取得価額が100万円を超えるものに限る。）　種類及び数量 （7）ゴルフ場の利用に関する権利（預託金を含むこと。）　ゴルフ場の名称 （8）預託金（注）を一口を超えて預託するものを除く。）　預託金の額 （9）借入金（注）を一口を超えて借入れたもの（住宅の購入、借入金の額 2　市長は、その任期開始の日後基準日前に有することとなった前項各号に掲げる資産等（次条において「追加資産等」という。）について、その取得をした日から起算して30日を経過する日までに、当該追加資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、その翌日から起算して30日を経過する日までに、作成しなければならない。	政治倫理の確立のための徳島市長の資産等の公開に関する条例	第2条第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
4	徳島県 徳島市	秘書課	定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のための徳島市長の資産等の公開に関する条例	第3条	（所得等報告書の作成） 第3条　市長は、毎年1年間を通じて市長であった者（任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあっては、当該市長でない期間を除く。）については、次の各号に掲げる基準日（当該各号に掲げる基準日前に市長でない期間がある者にあっては、当該期間の末日を基準日とする。）において、当該各号に掲げる期間（当該各号に掲げる期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日までの間に、作成しなければならない。 （1）前年分の所得について所得分の所得税の課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額　当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基礎となった事実 ア　所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。） イ　租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって個別に定めるもの （2）前年分の所得について所得税の課税がない場合又は所得税の課される場合において当該所得に係る基礎金額（租税特別措置法第41条の19の2第1項に規定する山林所得金額をいう。）が100万円を超えるものに係る次に掲げる事項　当該基礎金額 ア　ゴルフ場の利用に関する権利（預託金を含むこと。）　ゴルフ場の名称 イ　預託金（注）を一口を超えて預託するものを除く。）　預託金の額 ウ　借入金（注）を一口を超えて借入れたもの（住宅の購入、借入金の額 （3）前年分の譲渡所得の基因となった資産の譲渡価額が10万円を超えるものに係る次に掲げる事項　譲渡資産の種類及び数量 （4）前年分の雑所得の基因となった資産の譲渡価額が10万円を超えるものに係る次に掲げる事項　譲渡資産の種類及び数量 2　市長は、その任期開始の日後基準日前に有することとなった前項各号に掲げる資産等（次条において「追加資産等」という。）について、その取得をした日から起算して30日を経過する日までに、当該追加資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、その翌日から起算して30日を経過する日までの間に、作成しなければならない。	政治倫理の確立のための徳島市長の資産等の公開に関する条例	第3条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
5	徳島県 徳島市	秘書課	定期検査・点検	条例	政治倫理の確立のための徳島市長の資産等の公開に関する条例	第4条	（関連会社等報告書の作成） 第4条　市長は、基準日後4月1日において期間を有して会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の関係にある市長の資産等の公開に関する条例者であって、当該法人が発行する株式の総数又は出資の総額の100分の5以上を有するものの当該期間内に生じた変動（当該期間内に生じた変動（当該期間内に生じた変動（

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制概要の分類	類型・PHASE 類型	類型・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性等の種別 見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	フォローアップ 見直しの状況（完了済み／未了）	フォローアップ 実際の見直しの具体的な内容（※左内容を選択の場合は必ず記載）	フォローアップ 未了の場合 未了の理由	フォローアップ 未了の場合 再検討時期
23	徳島県 徳島市	選挙管理委員会事務局	書面掲示	選挙管理委員会会示	徳島市選挙管理委員会規程	第28条	（掲示） 第28条 委員及び委員長の告示すべき事項は、徳島市選挙公営会条例（昭和25年徳島市条例第21号）の例により行うものとする。 2 前項の規定は、法令の規定により投票管理者及び選挙長が行う告示方法について準用する。	地方自治法	第149条の2	規制概要	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-3.要見直し(今後国の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年1月						
24	徳島県 徳島市	選挙管理委員会事務局	立候補	条例	徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例	第3条	（選挙公報の発行） 第3条 公報には、候補者ごとに、候補者の写真（公報の発行の日から起算して6年以内に撮影されたものに限る。）を掲載しなければならない。 2 前項に規定するもののほか、公報の掲載方法その他必要な事項は、委員会が定める。 3 第2条の申請をした候補者又はその代人は、前項のやむにたる告げることができる。	公職選挙法	第172条の2	(a)国の法令等に基づいて定める規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには適用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
25	徳島県 徳島市	選挙管理委員会事務局	書面掲示	条例	徳島市の議会の議員及び長の選挙における立入禁止場所の設置に関する条例	第1条	（設置） 第1条 徳島市議会の議員及び長の選挙における立入禁止場所は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第144条の2第6項の規定に基づき、法第143条第1項第5号のポスターの掲示場（以下「ポスター掲示場」という。）を設ける。	公職選挙法	第144条の2第6項	(a)国の法令等に基づいて定める規制	類型4	1②	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには適用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
26	徳島県 徳島市	行財政経営課	定期検査・点検	訓令	事務決裁規程	第13条	（専決の制限） 第13条 この規程により専決権限を有する者は、その専決事項に属する事務について、特に必要と認めるものは専決の前つうど、その他のもので必要なものは定期的に、その処理の状況を上司に報告しなければならない。									アナログ規制に該当しない				
27	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	訓令	文書取扱規程	第8条	（文書等及び物件の交付等） 第8条 前条又は第7条の規定により処理された文書等及び物件は、次により取り扱うものとする。 (1) 徳島県知事又は市長その他の執行機関（以下「執行機関」という。）が交付を受けた文書等及び物件については受領印を徴するものとする。ただし、緊急を要するとき又は公示する場合又は文書主任若しくは処務上やむを得ない場合は、その他の適任者の受領印を徴して、交付することができる。 (2) 文書主任は、前項第1号の規定により受けた文書等及び物件のうち、保存しないと認めるものについては、直ちに廃棄に着手しなければならない。 (3) 文書主任は、前項第2号又は第3号又は文書等及び物件（前号に定めるものを除く。）に、通貨、金券又は有価証券が同封されていた場合は、受付日、差出人、金額その他必要な事項を記載しなければならない。 (4) 前項第1号に該当する場合を除き、前項第2号又は第3号の規定により受けた文書等及び物件（前号に定めるものを除く。）に、通貨、金券又は有価証券が同封されていた場合は、受付日、差出人、金額その他必要な事項を記載しなければならない。 (5) 前項第4号に該当する場合を除き、前項第2号又は第3号の規定により受けた文書等及び物件（前号に定めるものを除く。）に、通貨、金券又は有価証券が同封されていた場合は、受付日、差出人、金額その他必要な事項を記載しなければならない。 2 前項第1号の場合において、文書等及び物件が他の課に関係があると認められるときは、最も関係の深い上部のある課に交付するものとする。この場合において、交付する課が定め難いときは、総務課長がその決定するものとする。												
28	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	訓令	文書取扱規程	第10条	（保管文書等の取扱い） 第10条 市長、副市長又は政務職の閲覧の職務文書又は総務課において収受の手続を経ていない文書等を下付され又は受領した者は、これを総務課に回付し、第7条の手続を受けなければならない。	地方自治法		(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため		令和7年10月2日施行済				
29	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	訓令	文書取扱規程	第11条	（処理方針等） 第11条 市長は、第7条の3第2項の規定により電磁的記録を出力したときその他文書等の提出により文書等の交付を受けたときは、当該出力に係る電子ファイル又は文書等、或いは定例の文書等その他の重要な文書等を除き、速やかに書類の閲覧に供しなければならない。ただし、その全部又は一部について、文書主任は、前に文書等の処理状況を記載し、未処理の文書等があるときは、その処理の促進に努めなければならない。 2 副市長は、前項の規定により文書等を閲覧したときは、速やかに主務長等に回付し、処理させなければならない。 3 前項の規定により文書等を受理した主務長等は、自ら処理するものを除き、直ちに主務長に回付し、処理させなければならない。 4 主務長は、前項又は前各項等を通じ、受付した文書等を、原則として処理しなければならない。 5 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 6 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 7 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 8 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 9 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 10 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 11 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 12 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 13 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 14 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 15 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 16 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 17 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 18 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 19 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 20 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 21 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 22 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 23 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 24 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 25 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 26 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 27 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 28 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 29 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 30 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 31 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 32 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 33 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 34 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 35 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 36 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 37 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 38 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 39 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 40 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 41 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 42 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 43 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 44 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 45 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 46 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 47 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。 48 副市長は、前項又は前各項等を通じ、原則として処理しなければならない。																				
30	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	訓令	文書取扱規程	第23条	（所有権への記載の禁止） 第23条 記載書及び図面等で、市長、副市長又は政務職の決裁、専決若しくは徳島又は閲覧を受けるのは、部長の認承又は閲覧の後、秘書課長に提出しなければならないただし、主務課長の権限の範囲内の軽易な記載、単に形式上の記載又は閲覧を要しない場合は、この限りでない。	地方自治法		(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	3	3	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため		令和7年10月2日施行済				
31	徳島県 徳島市	総務課	定期検査・点検	訓令	文書取扱規程	第32条	（ファイル担当者） 第32条 各課にファイル担当者1人を置くものとし、課の事務において処理の際のファイル担当者を定めることができる。 2 ファイル担当者は、各課の事務に関連している各方の中から課長が毎年4月1日に指定し、直ちに総務課長に報告するものとする。ファイル担当者を変更した場合も直ちに総務課長に報告するものとする。 3 ファイル担当者は、ファイリングシステムの維持管理について文書主任を補助する。									アナログ規制に該当しない				
32	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	訓令	文書取扱規程	第44条	（保存文書の貸出又は閲覧） 第44条 保存文書の貸出又は閲覧を受けようとする職員は、当該文書等の管理を管掌の文書主任の承認を経て、総務課長に申し出なければならない。 2 前項は、保存文書の貸出し又は閲覧を受けようとする場合は、別記様式第11号の保存文書貸出閲覧票に所要事項を記入しなければならない。 3 貸出期間は、原則として3日以内とする。	地方自治法		(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	3	3	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため		令和7年10月2日施行済				
33	徳島県 徳島市	総務課	定期検査・点検	条例	徳島市市民参加基本条例	第10条	（実施状況等の公表） 第10条 市民は、基本施策の実施状況等の実施状況について、随時公表するものとする。 2 市民は、基本施策の実施状況等の実施状況について、年度に1回以上かつ公表するものとする。									アナログ規制に該当しない				
34	徳島県 徳島市	総務課	書面掲示	条例	徳島市行政手続条例	第15条	（聴聞の通知の方式） 第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の障途の要旨を明らかにしておかなければならない。 (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項 (2) 不利益処分の原因となる事実 (3) 聴聞の期日及び場所 (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 2 前項の通知において、次に掲げる事項を教示しなければならない。 (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。 (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。 3 前段の、不利益処分の名称、上記2及び次号の教示の規定に従い書面により行うこと。聴聞の規定による聴聞、その者の氏名、同居第3号及び第4号に掲げる聴聞行政庁の聴聞を行い、及び聴聞を終結する旨の通知をするときは、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 4 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 5 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 6 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 7 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 8 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 9 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 10 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 11 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 12 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 13 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 14 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 15 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 16 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 17 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 18 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 19 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 20 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 21 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 22 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 23 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 24 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 25 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 26 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 27 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 28 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 29 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 30 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 31 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 32 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 33 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 34 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 35 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 36 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 37 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 38 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 39 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 40 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 41 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 42 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 43 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 44 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 45 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 46 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 47 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。 48 行政庁は、前項の規定による通知をするに当たっては、聴聞の期日までに、相当な期間をおいて、聴聞の期日及び場所を通知しなければならない。	行政手続法	第15条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1①	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	法改正に合わせて条例を改正し、アナログ規制を見直す	令和8年5月	個別条例を改正する（令和8年3月定例議会上程・令和8年5月21日施行予定） 国の見直し内容 ―――― 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）」が令和8年5月21日から施行されることにより、行政手続法等の117法律における公示送達制度についての公示送達の方法についての改正がされ、インターネットを活用した電子閲覧等を公示する措置を講じるとともに、この場合等の書面での縦示又はデジタルサイネージ等による掲示を行うものとされた。				
35	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	条例	徳島市行政手続条例	第18条	（文書等の閲覧） 第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案について当該聴聞に係る調査の他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。 3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。	行政手続法	第18条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	同駐・専任、対面、書面確認等により最権に実施する必要があるため						
36	徳島県 徳島市	総務課	定期検査・点検	条例	徳島市行政手続条例	第24条	（聴聞調書及び報告書） 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の障途の要旨を明らかにしておかなければならない。 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には当該日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞が終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。									アナログ規制に該当しない				
37	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	条例	徳島市行政手続条例	第24条	（聴聞調書及び報告書） 第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の障途の要旨を明らかにしておかなければならない。 2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には当該日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。 3 主宰者は、聴聞が終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。 4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。	行政手続法	第24条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	同駐・専任、対面、書面確認等により最権に実施する必要があるため						
38	徳島県 徳島市	総務課	往訪閲覧・縦覧	規則	徳島市聴聞の手続に関する規則	第6条	（文書等の閲覧） 第6条 当事者又は当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条において「当事者等」という。）は、法第18条第1項の規定による閲覧を求めることまたは、閲覧を求めるとする資料の標目を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、この限りでない。 2 行政庁は、前項の書面の提出があった場合は、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに、聴聞の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 3 行政庁は、聴聞を終了した後は、前項の規定により閲覧を拒んだ資料の閲覧を求められた場合であって、当該閲覧を拒んだ理由が消滅したときは、当該資料を速やかに閲覧に供しなければならない。 4 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 5 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 6 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 7 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 8 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 9 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 10 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 11 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 12 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 13 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 14 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 15 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 16 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 17 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 18 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 19 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 20 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 21 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 22 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 23 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 24 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 25 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 26 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 27 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 28 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 29 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 30 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 31 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 32 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 33 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 34 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 35 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 36 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 37 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 38 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 39 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 40 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 41 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 42 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 43 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 44 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 45 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 46 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 47 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。 48 前各項の規定は、法第18条第1項の規定による閲覧について準用する。この場合において、行政庁は、聴聞の審理の進行に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。	行政手続法	第18条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	同駐・専任、対面、書面確認等により最権に実施する必要があるため						
39	徳島県 徳島市	総務課

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制概要の分類	類型・PHASE 類型	類型・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	アップデート 見直しの状況（完了済み／未了）	アップデート 実際の見直しの具体的な内容（※左内容や進捗の詳細が分かるように記載）	アップデート 未了の場合 未了の理由	アップデート 未了の場合 再検討時期
49	徳島県 徳島市	議会事務局庶務課（議事調査課を含む）	仕訳閲覧・複製	議会規程	徳島市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	第8条	（個人情報ファイル等の作成及び公表） 第8条 「個人情報ファイル」とは第第17条第2項各号に掲げるものに該当する場合を除き、次に掲げる「個人情報ファイル」をいう。 1 個人情報ファイル簿に掲載しようとする個人情報ファイル 2 個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルの一部を削除する。 3 個人は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルを条例第17条第2項第1号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、速やかに、これを議会に備えて置き一般の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1） 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの名称 （2） 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9条に規定する個人情報ファイル簿の記載の方法 7 条例第17条第2項第1号の議長が定める数は、1,000人とする。 8 条例第17条第2項第2号ただし書に規定する個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 （1） 専ら議長の職員又は職員であった者で、専らその人事、給与又は福祉、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するための個人情報ファイル （2） 専ら試験の実施又は採用の選考のために保有する個人情報ファイル 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	3	3	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし既に運用まで変更済み）	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため				
50	徳島県 徳島市	議会事務局庶務課（議事調査課を含む）	仕訳閲覧・複製	議会規程	徳島市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	第16条	（電磁的記録の開示方法） 第16条 条例第15条第1項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 （1） 録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイル 次に掲げる方法であって、議会が用に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイルを再生したものの閲覧 イ 当該録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイルをCD-R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。）又はDVD-R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。）に複製したものの交付 （2） ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイル 次に掲げる方法であって、議会が用に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイルを再生したものの閲覧 イ 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイルをビデオCD（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。）に複製したものの交付 （3） 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、議会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）により行うもの ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧 イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付 ウ 当該電磁的記録を専用機器（第3号を除く。）の閲覧のために備え付けられているものに複製したものの交付 エ 当該電磁的記録を用紙に出力し、当該出力したものをスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録をCD-R又はDVD-Rに複製したものの交付	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし直ちには運用の変更は困難）	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため				
51	徳島県 徳島市	議会事務局庶務課（議事調査課を含む）	FD等の記録媒体	議会規程	徳島市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程	第16条	（電磁的記録の開示方法） 第16条 条例第15条第1項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 （1） 録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイル 次に掲げる方法であって、議会が用に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイルを再生したものの閲覧 イ 当該録音テープ若しくは録音ディスクに記録されているものの又は音声ファイルをCD-R（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。）又はDVD-R（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。）に複製したものの交付 （2） ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイル 次に掲げる方法であって、議会が用に使用している専用機器により行うことができるもの ア 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイルを再生したものの閲覧 イ 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクに記録されているものの又は動画ファイルをビデオCD（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものをいう。以下同じ。）に複製したものの交付 （3） 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、議会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせたものをいう。）により行うもの ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧 イ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの写しの交付 ウ 当該電磁的記録を専用機器（第3号を除く。）の閲覧のために備え付けられているものに複製したものの交付 エ 当該電磁的記録を用紙に出力し、当該出力したものをスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した電磁的記録を光ディスクに複製したものの交付	当該例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	—	—	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし直ちには運用の変更は困難）	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため				
52	徳島県 徳島市	総務課	仕訳閲覧・複製	条例	徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例	第7条	（提出資料の閲覧等） 第7条 審査庁等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録に電子的方法、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をさせ、当該意見書若しくは資料を提出した者の閲覧（当該意見書若しくは当該資料の写しの閲覧を含む。）又は当該意見書若しくは当該資料に記載された事項を記載した書面の交付を求めることができる。ただし、当該意見書若しくは当該資料の閲覧又は当該書面の交付の全部又は一部を行うことにより、その閲覧又は交付を著しく困難にすると認められるときその他正当な理由があるときその他正当な理由があるときその他正当な理由があ

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制概要の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	フォローアップ			
																			見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（※定内容や進捗の内容が分かるように記載）	未了の場合	
																					未了の理由	再検討時期
80	徳島県 徳島市	総務課	審査指示	公平委員会規則	不利益処分についての書面等に関する規則	第8条の3	（文書の送付） 第8条の3 不服の申立ては、現実又は書面審理によって行う。 2 文書の送付は、これを受ける者の住所が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によってするものとする。 3 前項の公示による送付は、同項によるほか、審査請求人等（審査請求をした者及びその承継者をいう。）又は参加人（第三者の申立てにより審査手続に参加を許可された者をいう。）に対し、審査手続の進行に関し必要な通知を行うときに、あわせて行うものとする。 4 前項の場合において、**掲示**された日から14日を経過したときに同項送付があったものとみなす。	地方公務員法及び地方公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第29号）附則第3条第1項	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1①	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年5月	国の見直し内容 ― 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」令和6年法律第69）の令和6年5月23日の施行されることにより、行政手続等の行う方法における必要事項について、書面の交付等を求める規定について、電磁的記録の提供を行う場合その他これに準ずるものとして規定整備を行う旨が明記されており、この規定等の整備の際の参考としていただくとともに、各自治体の条例の改正についてもデジタルガバメント閣議決定趣旨の実現の一助となればと考えている。				
81	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	条例	徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第2条	（任命権者の**報告**） 第2条 任命権者は、**毎年**11月末日までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を**報告**しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
82	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	条例	徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第4条	（公平委員会の**報告**） 第4条 公平委員会は、**毎年**11月末日までに、市長に対し、前年度における業務の状況を**報告**しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
83	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	条例	徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第6条	（公表の時期） 第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による**報告**を受けたときは、**毎年**2月末日までに、第2条の規定による**報告**を**取りまとめ**、その概要及び第4条の規定による**報告**を公表しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
84	徳島県 徳島市	人事課	往訪閲覧・縦覧	条例	徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	第7条	（公表の方法） 第7条 公表の方法は、次に掲げる方法により行う。 （1）広報ぐしかまに掲載する方法 （2）インターネットを利用して**閲覧**に**供する**方法	地方公務員法及び地方公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第47号）附則第3条第1項（平成29年4月1日施行分第5号）	第7条第1項第4号	(c)国の法令等を参照つつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	3	3	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用上で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため					
85	徳島県 徳島市	人事課	書面提示	規則	給料等の支給に関する規則	第23条の4	第23条の4 任命権者は、一般従上級会社行った場合には、当該一般従上級会社受けた者に支書を交付しなければならない。 2 前項の支書の交付は、一般従上級会社受けた者の同意を得ることができない場合において、その内容を市役所前の**掲示場**に**掲示**することをもってこれに代えることができるものとし、**掲示**した日から起算して2週間を経過した日に支書の交付があったものとみなす。	人事院規則九一四〇	第6条の4第2項	(c)国の法令等を参照つつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月	国の見直し内容 ― 閣僚間においては「前提に義務することも含めて適切に代えることができる」と確認している。(R7.12.24発行時点)				
86	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	住居手当に関する規則	第10条	（事後の**確認**） 第10条 任命権者は、規に住居手当の支給を受けている職員が条例第8条の3第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを**随時確認**するものとする。	人事院規則九一五四	第9条 (R5.4.1施行分以降施行)	(c)国の法令等を参照つつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用上で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため					
87	徳島県 徳島市	人事課	日報	規則	通勤手当に関する規則	第12条	（事後の**確認**） 第12条 任命権者は、規に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条第1項の職員たる要件を具備するかどうか、及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期の書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に**調査**し、若しくは当該**職員**に対して**報告**その他**確認**をするものとする。	人事院規則九一二四	第21条 (R5.4.1施行分以降施行)	(c)国の法令等を参照つつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し済(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において日報を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ成制目的を達成できないため					
88	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	通勤手当に関する規則	第12条	（事後の**確認**） 第12条 任命権者は、規に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第9条第1項の職員たる要件を具備するかどうか、及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期の書類の提出を求め、又は通勤の実情を実地に**調査**し、若しくは当該**職員**に対して**報告**その他**確認**をするものとする。	人事院規則九一二四	第21条 (R5.4.1施行分以降施行)	(c)国の法令等を参照つつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用上で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため					
89	徳島県 徳島市	人事課	定期検査・点検	規則	単身赴任手当に関する規則	第10条	（事後の**確認**） 第10条 任命権者は、規に単身赴任手当の支給を受けている職員が条例第9条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを**随時確認**するものとする。 2 任命権者は、前項の**確認**を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し、配偶者等との別居の状況等を証明する旨を書類の提出を求めることができる。	人事院規則九一八九	第10条 (R5.4.1施行分以降施行)	(c)国の法令等を参照つつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用上で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため					
90	徳島県 徳島市	人事課	審査指示	条例	職務の遂行当に関する条例	第12条	（現地型勤務省令を受けた場合の調整手当の支給制限） 第12条 退職をした者の次のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける順位の者を除く。）に対し、審査（当該退職をした者の死亡に伴う退職にあつては、当該退職をした者の死亡に伴う退職に係る審査請求人（審査請求をした者の死亡により当該審査請求に係る審査手続を承継した相続人（当該相続人が二人以上あるときは、当該審査請求に係る審査手続の進行に関し当該相続人を代表する者を定めた場合にあつては、その代表者）をいう。）を含む。）又は参加人（第三者の申立てにより審査手続に参加を許可された者をいう。）をいう。）を含む。）に対し、当該退職に係る退職手当等の額の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 （1）懲戒免職等処分を受けた者の退職手当の支給制限） （2）当分公務員法第29条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者 3 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。 4 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行う場合において、必要があると認めるときは、当該処分の相当前の**掲示場**に**掲示**することをもつて通知に代えることができる。この場合において、その**掲示**した日から起算して2週間を経過した日に、通知の当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	国家公務員退職手当法	第12条第3項	(c)国の法令等を参照つつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月	国の見直し内容 ― 閣僚間においては「前提に義務することも含めて適切に代えることができる」と確認している。(R7.12.24発行時点)				
91	徳島県 徳島市	職員厚生課	定期検査・点検	規則	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則	第15条	（定期**報告**） 第15条 条例たる補償を受けた者は、**毎年**1月21日から同月末日までの間に、その補償の現況又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関する**報告**書を実施機関に提出しなければならない。ただし、実施機関が必ずしもその必要がないと認めて**通知**した場合は、この限りでない。	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年9月1日自治省令第56号）	第15条	(c)国の法令等を参照つつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	業務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年3月				
92	徳島県 徳島市	財政課	定期検査・点検	規則	予算の編成及び執行に関する規則	第26条	（予算執行状況の**報告**） 第26条 財政課長は、予算編成資料の作成その他の業務に欠くべからざる**報告**を各課長に求めることができる。										アナログ規制に該当しない				
93	徳島県 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	予算の編成及び執行に関する規則	第29条	（公金の出納状況等の**報告**） 第29条 会計管理者は、**毎月**翌月15日までに各歳入の収納及び歳出の支払の状況及びこれ月末における公金の現在高及び通常の状況を、市長に**報告**しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
94	徳島県 徳島市	財政課	日報	規則	補助金等の交付に関する規則	第5条	（交付に**関する調査**） 第5条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う**現地調査**等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び条例規則等であるかどうかについて調査しないかどうか、補助事業等の目的及びその達成を妨げるおそれがないかどうかを審査しなければならない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し済(アナログ的な手段に限定することが適当)	同駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため					
95	徳島県 徳島市	監査事務局	実地監査	規則	補助金等の交付に関する規則	第12条	（定期**報告**） 第12条 補助事業団体等は、補助事業等を完了又は廃止したときは、補助事業等の成果を詳細に記載した報告書及び決算書をすみやかに提出して市長の審査又は調査を受け、監査委員の審査がおこなわれた場合は、その結果について報告しなければならない。	地方自治法	第199条第7項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し済(アナログ的な手段に限定することが適当)	同駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため					
96	徳島県 徳島市	会計課	書面提示	規則	会計規則	第25条	（督促状等） 第25条 第23条の規定にかかわらず、動物園入園料、戸籍手数料等その性質上納入通知書により難い歳入については、口頭、掲示又は公告の方法により納入の通知を行うことができるものとする。	地方自治法施行令	154条3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用上で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため					
97	徳島県 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第88条	（出納計計表） 第88条 **指定金融機関**は、**毎日**の出納について当座預金出納計計表を調製の上翌日の金の受け払い、収入日計表、支払日計表及び現在計計表を当該出納をした日の翌日までに作成し、会計管理者に**報告**しなければならない。ただし、当座預金に預金がない場合は、当該預金に係る出納に関する**報告**をすることができる。 2 毎月末日及び会計管理者が随時に人日の当座預金出納計計表には、当座預金未払期限書を添付しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
98	徳島県 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第88条の2	（**定期検査**） 第88条の2 前令第168条の4の規定による指定金融機関等の**定期検査**は、**毎年**1回行う。	地方自治法施行令	第168条の4第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し済(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において日報を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ成制目的を達成できないため					
99	徳島県 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第106条	（現在**高報告**） 第106条 会計管理者等は、**毎年度末**現在において物品の現在**高調査**を行わなければならない。 2 会社法第2条、前項の**調査**の結果を速やかに物品出納計算書により出納員に対し出納員に**報告**しなければならない。 3 出納員は、前項の物品出納計算書を**調査**し、これを**取りまとめ**てその翌年の5月31日までに会計管理者の指定する日までに会計管理者に**報告**しなければならない。 4 会計管理者は、前項の物品出納計算書を検査し、これを**取りまとめ**て市長に**報告**するものとする。										アナログ規制に該当しない				
100	徳島県 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第107条	（**検査**） 第107条 出納又は会計管理者は、必要と認めるときは、物品の管理及び出納保管の状況を**随時検査**する。										アナログ規制に該当しない				
101	徳島県 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第114条	（重要物品の異動**状況報告**） 第114条 物品管理者は、その管理に属する重要物品につき、**毎年**3月31日現在をもって、その異動状況を**報告**する書類を作成し、その年の4月30日までの間で会計管理者の指定する日までに会計管理者に**報告**しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
102	徳島県 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	会計規則	第115条	（債権の異動**状況報告**） 第115条 収入命令権者は、その所掌に属する債権につき、**毎年**3月31日現在をもって、その異動状況を**報告**する書類を作成し、その年の4月30日までの間で会計管理者の指定する日までに会計管理者に**報告**しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
103	徳島県 徳島市	財政課	定期検査・点検	規則	地方公営企業法の規定の一部の適用される企業の会計規則	第118条	（現鈑の取扱い） 第118条 現金取扱者は、現金を収納したときは、当該現金をその内容を示す書類を添えてその日のうちに企業出納員（企業出納員があらかじめ指定した現金取扱者、次項及び第20条第1項において同じ。）に引き渡さなければならない。 2 企業出納員は、前項の現金取扱者から引き渡された現金を現鈑として保管し、又は収納した現金を、その翌日（翌日が出納閉鎖日に当たる場合は、翌営業日）までに出納取扱金融機関に預入れ、若しくは払い出すために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の現金取扱者は、財務規定等の適用事業のそれぞれの預金口座に受け入れた収入を領収書通知書を添えて遅滞なく出納取扱金融機関の財務規定等の適用事業のそれぞれの預金口座に振り替えなければならない。 4 出納閉鎖金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた財務規定等の適用事業の収入及び払い出された財務規定等の適用事業と支払及び払戻しに関する計算をし、出納閉鎖日又はこれに引き続く営業日までに企業出納員に**報告**しなければならない。 5 受託者が公金を収納した場合は、当該公金をその内容を示す書類を添えて遅滞なく企業出納員又は企業出納員が指定した現金取扱員に引き渡さなければならない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちには運用の変更は困難なため					
104	徳島県 徳島市	財政課	日報	規則	地方公営企業法の規定の一部の適用される企業の会計規則	第47条	（**実地**な**監査**） 第47条 前条第1項及び第2項の規定により**実地**な監査は、企業出納員は、たな卸資産の受払いに関係のない職員で市長であるその**立会**わせなければならない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちには運用の変更は困難なため					
105	徳島県 徳島市	財政課	日報	規則	地方公営企業法の規定の一部の適用される企業の会計規則	第48条	（たな卸の結果**報告**） 第48条 企業出納員は、**毎年**たな卸をその結果を、第46条第3項の規定により作成するたな卸表を添えて、市長に**報告**しなければならない。 2 企業出納員は、**毎年**たな卸の結果及びたな卸表を市長に**報告**するに当たり、前項の**報告**に当たつて市長に**報告**しなければならない。	当該例規	―	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちには運用の変更は困難なため					
106	徳島県 徳島市	財政課	定期検査・点検	規則	地方公営企業法の規定の一部の適用される企業の会計規則	第71条	（計算**区分**） 第71条 **調定**は、**毎月**末日をもつて月次財算表及び貸金予算表を作成し、翌月20日までに市長に提出しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
107	徳島県 徳島市	財産管理法用課	日報	規則	公有財産規則	第19条	（業務の**確認**） 第19条 公有財産の機構が適かつていないときは、当該公有財産を管理する課長は、その機構他の所有者等と協議し、**現地**について**立会**いをめる等適切な処置を講じ、速やかに市長の次第を求めてその業務を適正にしなければならない。 2 公有財産の機構が適かつている場合においても、公有財産の機構書を作成した財産管理者は機構書に提出しなければならない。 3 財産管理者は、前項の土地境界**確認**に基づき、公有財産台帳の附属図面に境界線の記載をしなければならない。	財務省（旧大蔵省）公共物に関する境界確定事務取扱要領	9(5)ロ	(c)国の法令等を参照つつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し済(アナログ的な手段に限定することが適当)	同駐・専任、対面、書面確認等により最相に実施する必要があるため	令和7年4月1日施行済（第2項・第3項）				
108	徳島県 徳島市	財産管理法用課	定期検査・点検	規則	公有財産規則	第50条	（増減及び現在**報告**書） 第50条 財産管理者は、管理に属する公有財産に増減、増減等があるときは、その都度財産管理者に**報告**しなければならない。 2 前条に規定する者は、公有財産について、**毎年**3月31日現在における数量及び年間の異動、増減等の**報告**書を作成し、その年の4月末日までに財政部長及び会計管理者に**報告**しなければならない。 3 前項の場合において前項の例に準じて**通知**しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
109	徳島県 徳島市	行財政部課	日報	条例	徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	第9条	（業務報告の**報告**） 第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に**調査**し、又は必要な指示をすることができる。										アナログ規制に該当しない				
110	徳島県 徳島市	行財政部課	定期検査・点検	条例	徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例	第9条	（業務**報告**の**報告**等） 第9条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に**報告**を求め、実地に**調査**し、又は必要な指示をすることができる。	地方自治法	第244条の2第10項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用上で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため					
111	徳島県 徳島市	財産管理法用課	定期検査・点検	規則	自動車管理規則	第8条	（業務内のなすべき事項） 第8条 業務上、次に定めるものの以外、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 （1）自動車等を**毎月**1回以上整備管理者の**検査**に付すること。 （2）自動車等を**毎日**1回並びに開始自動車**点検**基準（昭和26年運輸省令第70号）のる技術上の基準により**点検**し、その結果を運行前**点検**簿に記入して、整備管理者に提出すること。 （3）修理な「整備を必要とするときは、直ちに整備管理者に**報告**し、その指示を受けること。 （4）自動車等の運転に際しては、道路交通法その他関係法令の規定に従うこと。 （5）自動車等を定期に、又は臨時に点検又は整備管理者に提出して、その分を受ける日までに整備管理者を経て財産管理法用課長に提出すること。 （6）交通事故が生じたときは、道路交通法第72条の定めるところにより、遅滞なく、必要な措置を講じ、かつ、その旨を警察官に**報告**すること。 （7）前各号の場合において、同条第2項の規定により**報告**をした者は、その旨を財産管理法用課長に**報告**すること。 （8）その他、自動車及び運転手の、職上、みだり、又は不利な行為を行わないこと。 （9）前各号に掲げる事項のほか、前号の管理者の命令を守ること。 （10）その他自動車管理法用課長の指示する事項	道路運送車両法	第47条の2	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要)	通知・通達の発出等により、アナログ規制を見直す	令和8年3月	国の見直し内容 ― 令和5年3月、自動車の検整備において、デジタル技術を活用する方法により点検することを可能とする道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の一部を改正する法律（令和5年法律第9号）（令和5年12月19日までに施行される予定）第317号の一部改正により明確化した（令和5年7月1日施行）。				
112	徳島県 徳島市	財産管理法用課	定期検査・点検	規則	自動車管理規則	第11条	（**定期検査**） 第11条 整備管理者は、一定の**期間**ごとに自動車等の機能程度、手入れ状況及び附属備品等について**定期検査**を行い、その結果を自動車**検査記録簿**に**記録**しなければならない。 2 **定期検査**は、日時及び場所を定めて全自動車について行うものとする。ただし、特に必要があるときは、臨時に特定の自動車を指定して**点検**するものとする。 3 整備管理者は、前項の**点検**の結果、必要な整備を実施するものとする。	道路運送車両法	第48条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1①	2	a-2.要見直し(通知の発出等による解釈の明確化が必要)	通知・通達の発出等により、アナログ規制を見直す	令和8年3月	国の見直し内容 ― 令和5年3月、自動車の検整備において、デジタル技術を活用する方法により点検することを可能とする道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の一部を改正する法律（令和5年法律第9号）（令和5年12月19日までに施行される予定）第317号の一部改正により明確化した（令和5年7月1日施行）。				
113	徳島県 徳島市	会計課	定期検査・点検	規則	徳島市基金事務取扱規則	第5条	（基金費用の**報告**） 第5条 **調査**に基金にするものの以外基金に属するの他費用を徳課があるときは、速やかに財政課長を経て財政部長に**協議**しなければならない。 2 **調査**は、基金管理課を除り、その所管に属する基金について**調査**があつたときは、その都度基金管理課を**報告**するとともに、**毎年**3月31日現在をもつてその**調査**状況を**報告**する書類を作成し、その年の4月30日までに会計管理者に**報告**しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
114	徳島県 徳島市	契約委員課 （工事検査監督名）	日報	規則	徳島市契約規則	第37条	（監督の**職務等**） 第37条 監督員は、契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な補助設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査するものとする。 2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について**立会**、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の**試験**又は**検査**等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。 3 監督員は、監督の結果について主務課長等（会計規則（昭和39年徳島市規則第49号）第2条第2項第2号に規定する主務課長等をいう。以下同じ。）に緊密に連絡を取るとともに、主務課長等の要求に基づき、又は契約に係る必要の実施について適当に報告するものとする。 4 監督員は、監督の実施に当たつて、又は契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督の実施によつて知ることのできたその者の業務上の秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。	・地方自治法 ・地方自治法施行令	・法第234条の2 ・令第167条の15	(c)国の法令等を参照つつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用上で変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため					
115	徳島県 徳島市	契約委員課 （工事検査監督名）	定期検査・点検	規則	徳島市契約規則	第37条	（監督の**職務等**） 第37条 監督員は、契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、請負契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な補助設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査するものとする。 2 監督員は、必要があるときは、請負契約の履行について**立会**、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の**試験**又は**検査**等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。 3 監督員は、監督の結果について主務課長等（会計規則（昭和39年徳島市規則第49号）第2条第2項第2号に規定する主務課長等をいう。以下同じ。）に緊密に連絡を取るとともに、主務課長等の要求に基づき、又は契約に係る必要の実施について適当に報告するものとする。 4 監督員は、監督の実施に当たつて、又は契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督の実施によつて知ることのできたその者の業務上の秘密に関する事項は、これを他に漏らしてはならない。										アナログ規制に該当しない				

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規則等の内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型	現在PHASE	見直し後PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	見直し先／時期／（「都道府県」の場合）再検討期間	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（※左内容を選択の上内容がかぶるように記載）	未了の場合	
																					未了の理由	再検討時期
116	徳島県 徳島市	契約監理課（工事検査室含む）	規則	規則	徳島市契約規則	第38条	（検査の義務等） 第38条　検査は、徳島契約の締結に当たり、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、当該契約の内容について検査を行わなければならない。 2　前項の検査は、徳島契約の履行について、その給付の完了したとき、契約書その他の関係書類に基づき、当該契約の内容について検査を行わなければならない。 3　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 4　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 5　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 6　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 7　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 8　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 9　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 10　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 11　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 12　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 13　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 14　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 15　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 16　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 17　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 18　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 19　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 20　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 21　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 22　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 23　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 24　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 25　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 26　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 27　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 28　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 29　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 30　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 31　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 32　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 33　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 34　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 35　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 36　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 37　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 38　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 39　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 40　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 41　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 42　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 43　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 44　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 45　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 46　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 47　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 48　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 49　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 50　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 51　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 52　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 53　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 54　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 55　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 56　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 57　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 58　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 59　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 60　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 61　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 62　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 63　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 64　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 65　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 66　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 67　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 68　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 69　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 70　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 71　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 72　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 73　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 74　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 75　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 76　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 77　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 78　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 79　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 80　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 81　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 82　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 83　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 84　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 85　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 86　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 87　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 88　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 89　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 90　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 91　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 92　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 93　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 94　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 95　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 96　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 97　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 98　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 99　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 100　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 101　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 102　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 103　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 104　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 105　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 106　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 107　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 108　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 109　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 110　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 111　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 112　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 113　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 114　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 115　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 116　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 117　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 118　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 119　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 120　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 121　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 122　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 123　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 124　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 125　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 126　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 127　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 128　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 129　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 130　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 131　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 132　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 133　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 134　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 135　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 136　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 137　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 138　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 139　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 140　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 141　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 142　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 143　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 144　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 145　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 146　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 147　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 148　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 149　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 150　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 151　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 152　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 153　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 154　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 155　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 156　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 157　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 158　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。 159　前項第1号の検査において、当該給付の完了前に当該給付の一部を検査し、かつ、当該検査に合格した場合において、当該検査に係る部分に関し、当該契約の履行があったものとみなすことができる。	徳島県 徳島市	市民税課	書面提示	条例	徳島市市税減額徴収条例	第10条	（公正証） 第10条　第第20条の2の規定による書類の書類の公告は、徳島市役所の掲示板に掲示することにおこれを行う。	地方税法	第20条の2第2項	(a)国の法令等に基づいて定められる規制	類型4	2	2	b-1.見直し手段（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に運用まで変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎年、検査の機能等が可能な運用に変更済みのため		地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日				
118	徳島県 徳島市	資産税課	帳簿・専任	条例	徳島市市税減額徴収条例	第60条	（固定資産の評価） 第60条　固定資産の価格は、第388条第1項の規定により市長が決定する固定資産評価額をいう。 2　固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから固定資産評価額の決定を行う固定資産評価員の意見を聴いて決定しなければならない。	地方税法	第404条、405条	(a)国の法令等に基づいて定められる規制	類型2	1	1	c-1.見直し済（アナログ的な手段に限定することが適当）	帳簿・専任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため						
119	徳島県 徳島市	納税課	住民閲覧・縦覧	要綱要領等審査委員会設置	徳島市固定資産評価審査委員会設置	第9条	（資料及び記録の保存及び閲覧） 第9条　第第8条に、法第433条第3項の規定によって準ずじて市長が行う審判の議事及び決定に関する記録を5年間保存し、関係者の閲覧に供するものとする。	地方税法	第433条第10項	(a)国の法令等に基づいて定められる規制	類型3	1②'	1②'	c-1.見直し済（アナログ的な手段に限定することが適当）	帳簿・専任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため						
120	徳島県 徳島市	住民課（支所・各客場含む）	定期検査・点検	規則	徳島市住民来簡調査規則	第4条	（定期調査） 第4条　定期調査は、年調査及び月次調査とし、その実施に区分する。 2　年調査は、前項第1号に掲げる事項の調査をいう。	住民基本台帳法	第34条第1項及び同条第2項	(a)国の法令等に基づいて定められる規制	類型3	1②'	1②'	c-2.見直し済（法令上可能な技術等が現時点で不存在）	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない						
121	徳島県 徳島市	住民課（支所・各客場含む）	定期検査・点検	規則	徳島市住民来簡調査規則	第5条	（臨時調査） 第5条　臨時調査は、定期調査のほか、市長が特に必要と認めるときに行なうものとする。 2　臨時調査の調査方法は、前条に準じて行なう。	住民基本台帳法	第34条第1項及び同条第2項	(a)国の法令等に基づいて定められる規制	類型3	1②'	1②'	c-2.見直し済（法令上可能な技術等が現時点で不存在）	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない						
122	徳島県 徳島市	住民課（支所・各客場含む）	定期検査・点検	規則	徳島市住民来簡調査規則	第10条	（定期調査の基準日） 第10条　定期調査の基準日は、毎年10月1日とする。ただし、臨時調査調査当日、その他特に当日を基準日にしがたいときは当該基準日を変更することがある。	住民基本台帳法	第34条第1項及び同条第2項	(a)国の法令等に基づいて定められる規制	類型3	1②'	1②'	c-2.見直し済（法令上可能な技術等が現時点で不存在）	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない						
123	徳島県 徳島市	財政課	住民閲覧・縦覧	条例	徳島市「財政事情」公表に関する条例	第5条	（財政事情の公表） 第5条　市長は、毎年1回、市の財政に関する事情（以下「財政事情」という。）を公表しなければならない。	条例例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定められる規制	類型4	1②'	2	a-1.見直し済（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年4月	個別条例を改正する（令和9年3月定例議会への上程を予定）				
124	徳島県 徳島市	財政課	住民閲覧・縦覧	規則	徳島市「財政事情」の閲覧要求及びその方法に関する細則	第2条	（「財政事情」の閲覧） 第2条　「財政事情」は財政規則第○○条第○○項に規定する方法により、市役所において、これを閲覧に供する。	条例例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定められる規制	類型4	1②'	2	a-1.見直し済（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年4月					
125	徳島県 徳島市	財政課	住民閲覧・縦覧	規則	徳島市「財政事情」の閲覧要求及びその方法に関する細則	第3条	（「財政事情」を閲覧しようとする者は財政事情閲覧を受付簿に所定の事項を記入しなければならない。 2　前項の財政事情閲覧受付簿の様式は別に定める。	条例例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定められる規制	類型4	1②

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制概要の分類	類型・PHASE 類型	類型・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性の種類 見直しの方向性	見直しの方向性の種類 見直しの具体的な理由	見直し予定 見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	アウトカップ 見直しの状況（完了済み／未了）	アウトカップ 実際の見直しの具体的な内容（※左内容や進捗の詳細がわかるように記載）	未了の場合 未了の理由	未了の場合 再検討時期
160	徳島県 徳島市	環境政策課	日常	条例	空き地に放置された雑草の除去等に関する条例	第9条	（立入調査等） 第9条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に空き地及び空き地以外の土地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。 2　前項の規定により職員が立入調査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3　第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①）	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	現場において目視を中心としたた五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため	現場において目視を中心としたた五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため					
161	徳島県 徳島市	環境政策課	書面提示	条例	墓地等の経営の許可等に関する条例	第14条	（許可等の取消し） 第14条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その許可を取り消すことができる。 （1）偽欺、脅迫、贈賄等不正な手段により許可を受けたとき。 （2）墓地又は埋葬の方法を変更しようとするとき。 （3）墓地等を廃止したとき。 （4）その行なう墓地等の施設について、法令の規定に違反したとき。	墓地、埋葬等に関する法律 墓地、埋葬等に関する法律施行規則	第10条 第1条の2	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②）	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには適用の変更は困難)）	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
162	徳島県 徳島市	環境政策課	常駐・専任	条例	墓地条例	第10条	（管理人の選任等） 第10条　第4条に定めた墓地の規定により、財団又は市町村の区域内に所在する特別の関係がある者又はその者が財団となった場合は、墓守かに本市に住所を有する者を墓地管理人として選任しなければならない。市長は、前項に規定する墓地管理人の選任若しくは住所に変更があった場合は、その旨を、同様とする。										アナログ規制に該当しない				
163	徳島県 徳島市	経済政策課	定期検査・点検	条例	徳島市中小企業振興基本条例	第14条	（実施状況の公表） 第14条　市長は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。										アナログ規制に該当しない				
164	徳島県 徳島市	経済政策課	日常	規則	商店街共同施設設置等補助金交付規則	第5条	（補助金交付の決定） 第5条　市長は、提出された申請書及び必要な書類を審査し、審査を慎重に行うえ、第1条に規定する目的にかなうものかどうかを判断し、交付の決定をする。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①）	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和9年3月					
165	徳島県 徳島市	農業委員会事務局	定期検査・点検	条例	徳島市農業委員会事務局規程	第9条	（設告の審査等） 第9条　会長は、次の事項について報告することができる。 （1）人事に関する定期的な上申協議等機関の容かに関すること。 （2）職員に対する教行命令 （3）職員の懲戒分配に関すること。 （4）職員の休暇に関すること。 （5）立て書の開閉、開会等（公開の可否の決定を含む）に関すること。 （6）個人情報の開示、訂正及び利用の可否の決定に関すること。 （7）定例の審議会の実施及び公表等に関すること。 （8）証明に関すること。 （9）職員の福利に関すること。 （10）職員に対する懲休日、休日、休日の代休日及び時間外の勤務命令に関すること。 2　前項の各号に入り等めた事項は、その等決事項に属する事務について、特に必要と認めるものは定期的にかかるものかどうかを判断し、交付の決定をする。										アナログ規制に該当しない				
166	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	書面提示	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第6条	（営業の時間等） 第6条　市場の開場の時間は、午前0時から午後12時までとするただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。 2　卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内において市長が定める。 3　前項の時刻は、市場内の掲示板に、掲示するものとする。 4　前条第4項の規定は、水産物荷受用の業務時間について準用する。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②）	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年12月	個別条例を改正する（令和8年12月定例議会への上程を予定）				
167	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	定期検査・点検	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第12条	（事業報告書の提出） 第12条　卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）第7条第1項で定めるところにより、事業年度ごとに事業報告書を作成し、毎事業年度の経過後90日以内に市長に提出しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
168	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	定期検査・点検	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第25条	（事業報告書の提出） 第25条　仲卸業者は、事業年度ごとに、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、毎事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
169	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	日常	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第45条	（販売前における受託物品の検査） 第45条　卸売業者又は卸売業者から物品の検査を行うよう委託を受けた者は、受託物品の受領に当たっては検査を確実に行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について質疑を開始するとともに、規則で定めるところにより、受託の証拠となる検査票を委託者に交付しなければならない。ただし、受託物品の受領に際し委託者又は荷質を確認し得ない場合その他特に不要と認められるときは、この限りでない。 2　卸売業者は、受託物品の検査について、前項ただし書に規定する場合を除き、同項の確認を受け、その証明を得なければ競売若しくは相手方にすることができない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①）	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心としたた五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
170	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	定期検査・点検	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第50条	（卸売予定数量等の報告） 第50条　卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開開始、卸売をする予定の物品について、品目ごとの数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。 3　卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開開始、卸売をした数量及び価格その他の卸売業務の実績等を市長に報告しなければならない。 4　卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月10日までに前月中に卸売をした物品の卸売及び卸売価格を市長に報告しなければならない。	卸売市場法施行規則	第3条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用change済))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎任、検査の機能権が可能な運用に変更済みのため						
171	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	書面提示	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第55条	（委任する卸売の禁止） 第55条　卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについての委任者から収受する委託手数料の額を定めるときは、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。 2　卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又はその事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。 3　市長は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用change済))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎任、検査の機能権が可能な運用に変更済みのため						
172	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	日常	条例	徳島市中央卸売市場業務条例	第66条	（報告及び検査） 第66条　市長は、この条例に定められる適正事業を取引参加者に遵守させるために必要な限度において、取引参加者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は市場の施設に、取引参加者の事務所その他の事務を行う場所に立ち入り、若しくは職員若しくは関係の従業者に質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①）	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心としたた五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
173	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	定期検査・点検	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第40条	（定義等） 第40条　開連事業者は、毎月10日までに、前月中の営業実績について、開連事業者月間営業報告書を市長に提出しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
174	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	書面提示	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第44条	（入札者の参加資格） 第44条　入札者は、卸売業者ごとの報告物品について、品名、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を掲示するかぎは様ごとに入札者ごとに入札書により行わなければならない。 2　前項の入札価格の入札人を選ぶとする。その物品に関連がある場合に最高入札価格が当該物価に達しないときは、この限りでない。 3　前条第4項及び第5項の規定は、入札方法に準用する。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②）	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには適用の変更は困難)）	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
175	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	書面提示	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第55条	（受託契約締結の拒否） 第55条　卸売業者は、条例第44条の規定により誠行法た受託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②）	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年12月					
176	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	日常	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第56条	（受託物品等の提訴検査） 第56条　卸売業者が条例第45条第1項の規則を受けようとするときは、受託物品提訴検査申請書を市長に提出しなければならない。 2　卸売業者は第1項の規則を受けたときは、その規則をする物品のある卸売場所において卸売業者の見やすい場所、物品の品名の状態の容器の別品、荷姿の状態、個数、内容、重量、鮮度、品質等について行う。 3　条例第45条第1項の規定を終了したときは、市長は、受託物品提訴検査証を交付する。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①）	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心としたた五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
177	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	書面提示	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第93条	（仕切取引による取引） 第93条　市場における取引開始者の仕所又は銘柄が知れないため、市場における取引の開係書類の送達をすることができない場合には、市場内の掲示板にその旨を掲示する。この場合においては、掲示の日から引き日をもって当該書類は送達されたものとみなす。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②）	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年12月					
178	徳島県 徳島市	中央卸売市場 経営課（施設課含む）	書面提示	規則	徳島市中央卸売市場業務条例施行規則	第94条	（販売事項） 第94条　市長は、次の各号に掲げる場合においては、市場内に当該各号に掲げる事項を掲示する。その変更があったときも同様とする。 （1）条例第5条第2項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないこととするとき　その旨及び同項の規定により開場する日又は開場しない日 （2）条例第6条第1項から第3項までの規定により開場の時間を変更したとき又は条例第6条第4項の規定により卸売のための開場開始時及び取引終了時刻を定めたとき　その旨並びに変更後の開場の時間又は定められた卸売開始時刻及び取引終了時刻 （3）条例第7条第1項の規定により市場の施設の全部又は一部の方法により売買取引を行う物品及び部合等を定めたとき　その旨並びに同項の規定により切売り又は入札の方法により売買取引を行う物品及び部合等 （4）条例第27条第3項の規定により市長が営業方法について指示したとき　その旨及び同項の規定による市長の指示内容 （5）条例第43条第2項の規定により仕切書を要しないこととするとき　その旨並びに同項の規定による仕切書を要しない物品及び概要 （6）条例第49条第3項の規定により物品の荒廃を要し、又は腐正を命じたとき　その旨並びに同項の規定による荒廃並ぬ又は腐正命令の理由及び概要 （7）条例第68条の規定により第三者が免私したとき　その旨並びに同条の規定による登録の理由及び概要 （8）卸売業者、仲卸業者及び売買参加者の業務を停止し、新しくは承認したとき又はこれらの者がその資格を失ったとき　その旨並びに許可若しくは承認をこれらの者が失った者の住所又は名人又は名前若しくは商号を失ったときにあっては、その理由 （9）市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき　その旨及び改正又 （10）前各号のほか、市長が掲示を必要とするときとき　その旨及び必要事項	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②）	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年12月					
179	徳島県 徳島市	公園緑地課	日常	条例	徳島市都市公園条例	第10条の2	（立入り検査等） 第10条の2　市長は、都市公園の管理上又は公益上必要があると認めるときは、法又はこの条例による許可事項その他必要と認める事項について使用者から報告を求め、又は本市職員をして必要な場所に立ち入り、関係者に対し質問をさせることができる。 2　前項に規定するある市職員は、要求があるときは、その身分を示す証明書を提示しなければならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①）	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心としたた五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
180	徳島県 徳島市	公園緑地課	書面提示	条例	徳島市都市公園条例	第11条の3	（都市公園等を使用した場合の公示の方法） 第11条の3　法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 （1）前条各号に掲げる事項を、都市公園等の入口その他見やすい場所に掲示すること。 （2）前号の場合において、同号に掲げる事項の全部又は一部について、公衆の閲覧に供されている官報、新聞紙又は市町村の広報紙に掲載する旨を掲示するときは、同号に掲げる事項に代えて、その旨を掲示することができる。 2　市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。	都市公園法	第27条第5項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②）	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年5月	国の見直し内容 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一連を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「デジタル社会形成関係法律改正法」という。）による改正で、公立通のデジタル化が可能とされている。デジタル規制改革推進一括交付金（令和5年4月1日から起算して3年を超えない範囲内において国令で定める日）待ち				
181	徳島県 徳島市	公園緑地課	住民閲覧・縦覧	条例	徳島市都市公園条例	第11条の3	（工作物等を設置した者の公示の方法） 第11条の3　法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。 （1）前条各号に掲げる事項を、都度当該の工作物等に表示する方法により、令和5年4月1日、規則で定める場所に掲示すること。 （2）前号の場合において、同号に掲げる事項の全部又は一部について、公衆の閲覧に供されている官報、新聞紙又は市町村の広報紙に掲載する旨を掲示するときは、同号に掲げる事項に代えて、その旨を掲示することができる。 2　市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。	都市公園法	第27条第5項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②）	1②	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには適用の変更は困難)）	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
182	徳島県 徳島市	公園緑地課	書面提示	規則	徳島市都市公園条例施行規則	第13条	（掲示の場所） 第13条　条例第11条の3第1項第1号の規則で定める場所は、市役所前の掲示場とする。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1①）	3	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年5月	国の見直し内容 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一連を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「デジタル社会形成関係法律改正法」という。）による改正で、公立通のデジタル化が可能とされている。デジタル規制改革推進一括交付金（令和5年4月1日から起算して3年を超えない範囲内において国令で定める日）待ち				
183	徳島県 徳島市	公園緑地課	日常	条例	とくしま植物園緑の相談所条例	第11条	（利用状況の報告） 第11条　指定管理者の業務は、緑の相談所の管理上必要と認めるときは、その利用の状況を報告することができるものとする。 2　前項若は、正当な事由がなければ、前項の規定による報告を拒んではならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①）	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現地・専任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため						
184	徳島県 徳島市	公園緑地課	定期検査・点検	条例	とくしま植物園緑の相談所条例	第11条	（利用状況の報告） 第11条　指定管理者の業務は、緑の相談所の管理上必要と認めるときは、その利用の状況を報告することができるものとする。 2　前項若は、正当な事由がなければ、前項の規定による報告を拒んではならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用change済))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎任、検査の機能権が可能な運用に変更済みのため						
185	徳島県 徳島市	こどもいこう交通(財)道路公園管理センター	書面提示	条例	徳島市南佐古第一駐車場条例	第5条	（運転時間） 第5条　第1条の駐車場の運転時間は、次のとおりとする。 （1）4月から10月まで　午前9時から午後9時まで （2）11月から3月まで　午前9時から午後5時まで 2　指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得てこれを変更することができる。 3　指定管理者は、前項の規定により、運転時間を変更した場合は、旅客又は荷主人の見やすい場所にその変更した運転時間を掲示するものとする。	道路整備に関する特例の適用を定める名古屋市規則第16号） 第32条	第32条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用change済))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎任、検査の機能権が可能な運用に変更済みのため						
186	徳島県 徳島市	経済政策課	書面提示	条例	徳島市南駅前光路設置条例	第28条	（供用の休止） 第28条　市長は、駐車場の構造その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。 2　市長は、前項の規定により供用を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。 3　前項の規定により公示した場合において、休止の期間を変更しようとするとき、又は休止している駐車場の全部若しくは一部の供用を再開しようとするときは、その旨を当該駐車場の見やすい場所に掲示するものとする。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用change済))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎任、検査の機能権が可能な運用に変更済みのため						
187	徳島県 徳島市	こどもいこう交通(財)道路公園管理センター	書面提示	規則	徳島市南駅前光路設置条例施行規則	第22条	（利用者カードの発行等） 第22条　指定管理者は、藍山ロープウエイの旅客又は荷送人及び駐車場の利用者がその利用に関し守るべき事項を当該施設の見やすい箇所にそれぞれ提示するものとする。	道路整備に関する特例の適用を定める名古屋市規則第16号） 第32条	第32条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用change済))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎任、検査の機能権が可能な運用に変更済みのため						
188	徳島県 徳島市	こどもいこう交通(財)道路公園管理センター	日常	条例	阿波おどり会館条例	第14条	（利用状況の報告） 第14条　指定管理者の業務は、阿波おどり会館の管理上必要があると認めるときは、その利用状況を報告することができる。 2　前段時若は、正当な理由がなければ前項の規定による報告を拒んではならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①）	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心としたた五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
189	徳島県 徳島市	こどもいこう交通(財)道路公園管理センター	定期検査・点検	条例	阿波おどり会館条例	第14条	（利用状況の報告） 第14条　指定管理者の業務は、阿波おどり会館の管理上必要があると認めるときは、その利用状況を報告することができる。 2　前段時若は、正当な理由がなければ前項の規定による報告を拒んではならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用change済))	既にデジタル技術を活用する運用、又は毎任、検査の機能権が可能な運用に変更済みのため						
190	徳島県 徳島市	建築指導課	書面提示	規則	徳島市都市計画法施行規則	第8条	（開発行為の許可） 第8条　法第33条第1項に規定する工事の完了の公告は、徳島県公告式条例（昭和25年徳島県条例第21号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行うものとする。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②）	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和10年4月					
191	徳島県 徳島市	都市建設政策課	日常	条例	徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第6条	（立入検査） 第6条　市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において工事をしている者に質問することができる。 2　前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。 3　前項に規定する証明書は、犯罪人の逮捕のために認められたものと解してはならない。 4　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第6条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①）	1①	d.廃棄検討	国や都道府県の見直しが未了であることから、その動向を継続的に注視するため	令和11年3月					
192	徳島県 徳島市	都市建設政策課	書面提示	規則	徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則	第5条	（標識の設置） 第5条　条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、標識（別記様式第8号）を当該許可を受けた行為に係る土地の区域内の見やすい場所に設置しなければならない。	徳島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	第3条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②）	2	d.廃棄検討	国や都道府県の見直しが未了であることから、その動向を継続的に注視するため	令和11年3月					
193	徳島県 徳島市	都市建設政策課	定期検査・点検	条例	徳島市景観まちづくり条例	第14条	（景観重要建造物の管理の方法の基準） 第14条　法第23条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。 （1）景観重要建造物の増築は、原則として当該建築物の外観を変更しないこと。 （2）汚水等の排出その他の方法による環境を汚すことこと。 （3）景観重要建造物の維持又は修繕を行うため、その敷地、構造及び建築基準法第3条第3項に規定する建築設備の状況を定期的に点検すること。 （4）前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理を講ずること。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①）	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心としたた五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制概要の分類	類型・PHASE 類型	類型・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性等の検討 見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	ヒアリング 見直しの状況（完了済み／未了）	ヒアリング 実際の見直しの具体的な内容（※左内容を選択の際の参考がありましたら記載）	ヒアリング 未了の場合 未了の理由	ヒアリング 未了の場合 再検討時期
194	徳島県 徳島市	都市建設政策課	書面掲示	規則	徳島市附置物まちづくり条例施行規則	第10条	（附置義務建築物の標識の設置） 第10条 市長は、条例又は条例に基づく処分の相手方に、道路その他の公共の場所から公衆に見やすい場所に設置するものとする。 1 前条の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）名称 （2）指定番号 （3）指定年月日	条例法 条例定施行規則	第21条第2項 第8条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②	d.継続検討	国や都道府県の見直しが未了であることから、その動向を継続的に注視するため	令和11年3月						
195	徳島県 徳島市	都市建設政策課	書面掲示	規則	徳島市附置物まちづくり条例施行規則	第13条	（附置義務駐車場の標識の設置） 第13条 法第30条第2項の標識は、道路その他の公共の場所から公衆に見やすい場所に設置するものとする。 1 前条の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1）名称 （2）指定番号 （3）指定年月日	条例法 条例定施行規則	第30条第2項 第13条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②	d.継続検討	国や都道府県の見直しが未了であることから、その動向を継続的に注視するため	令和11年3月						
196	徳島県 徳島市	道路維持課	口頭	通	水道物質規程	第1条	第1条 鋳鉄製仕切弁（受口形メカニカル形）、ダクタイル鋳鉄製仕切弁（受口形メカニカル形）、ダクタイル鋳鉄製仕切弁（フランジ形）、ダクタイル鋳鉄製仕切弁（フランジ形）、ダクタイル鋳鉄製仕切弁（フランジ

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／参照等名	当該条項等	規制概要の分類	頻度・PHASE 類型	頻度・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性の種別 見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	アンカーテキスト 見直しの状況（完了済み／未了）	アンカーテキスト 実際の見直しの具体的な内容（※左内容や省略の内容がかかるように記載）	未了の場合 未了の理由	未了の場合 再検討時期
227	徳島県 徳島市	市立高等学校 事務局	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立高等学校管理規則	第15条	（人事管理） 第15条 人事評価は、定期評価及び特別評価とする。 ２ 定期評価は、各年の当初期間開始の際及びその他教育長が指定する職員以外の職員について、毎年2月1日を基準日として実施する。ただし、長期にわたる休職、休職、停職若しくは研修又は育児休業、配偶者と若しくは同居をするために、若しくは配偶者と同居しようとする事情者を実施することが著しく困難と認められる職員については、この限りでない。 ３ 特別評価は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に定めるときに実施する。 （１）各年の任用期間の末日（職員のうち教諭及び講師（その任用の日から起算して10月を経過した。 （２）前号に掲げる職員以外の条件付任用期間等の職員 その採用の日から起算して5月を経過したとき。 （３）教育長が必要と認めた職員 教育長が必要と認めるとき。 ４ 前項第四号（４）に掲げる職員 教育長が必要と認めるとき。 （１）定期評価 基準日の翌々年の4月1日から6月末までの期間。ただし、当該期間の中途において採用され、又は転任、配置換え若しくは昇任をさせられた職員に係るものにあっては、当該教育長が定める場合を除き、この限りでない。 （２）特別評価 前項第１号及び第２号に掲げる職員に係るものにあっては、その採用の日から起算して当該特別評価の実施の日までの期間、同項第３号に掲げる職員に係るものにあっては、その都度教育長が定める期間											アナログ規制に該当しない				
228	徳島県 徳島市	市立高等学校 事務局	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立高等学校管理規則	第20条	（防火管理） 第20条 校長は、毎年度学校の防火管理者を定め、警備の責任を明らかにする等常にこれに対する処置を講じ、学年始めにその計画を委員会に報告しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
229	徳島県 徳島市	市立高等学校 事務局	日常	教育委員会規則	徳島市立高等学校管理規則	第21条	（日直の指定） 第21条 日直は、毎日これを指定し、校長が命ずるものとする。 ２ 日直は、教諭、指導、技術、養護教諭の順で、定期の予告、文書の収受及び校内の巡視を行うものとする。 ３ 日直は昼間の勤務については、校長が定める。	徳島県教育委員会職員服務規程	第25条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し済（アナログ的な手段に限定することが適当）	周知・専任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため					
230	徳島県 徳島市	市立高等学校 事務局	常駐・専任	教育委員会規則	徳島市立高等学校管理規則	第21条	（日直の指定） 第21条 日直は、毎日これを指定し、校長が命ずるものとする。 ２ 日直は教諭、指導、技術、養護教諭の順で、定期の予告、文書の収受及び校内の巡視を行うものとする。 ３ 日直は昼間の勤務については、校長が定める。	徳島県教育委員会職員服務規程	第25条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	c-1.見直し済（アナログ的な手段に限定することが適当）	周知・専任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため					
231	徳島県 徳島市	市立高等学校 事務局	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立高等学校管理規則	第32条	（自動車等） 第32条 校長は、毎年5月1日現在の自動車等数を委員会に報告しなければならない。	学校基本調査規則	第6条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年4月				
232	徳島県 徳島市	市立高等学校 事務局	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立高等学校管理規則	第33条	（運転免許及び運転の届出等） 第33条 校長は、毎年度、4月1日以後速やかな、運転免許を受けている教育職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者について、運転免許証（原本に限る。）を提示させて当該免許証の有効期間等を確認しなければならない。 （１）本市の所有する自動車等（自動車等管理規則（昭和43年徳島市規則第57号）第2条第1号に規定する自動車等をいう。）の使用の承認（私有車の公務使用に関する運転登録を含む。）を受けている者又は受けようとする者 （２）通勤において自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）を運転する者 ２ 校長は、前項に規定する者のほか、必要があると認めるときは、随時、所属の職員の携帯した運転免許証の有効期間等の確認を行うものとする。 ３ 校長は、前２項の規定により確認した事項を記載した書類を作成し、又は変更し、及び保管しなければならない。	道路交通法	第75条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-1.見直し済（アナログ的な手段に限定することが適当）	周知・専任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため					
233	徳島県 徳島市	学校教育課 （感覚センター研究所を含む）	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市幼稚園管理規則	第9条の5	（幼稚園評価） 第9条の5 幼稚園は、当該幼稚園の教育活動その他の幼稚園運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 ２ 前項の評価を行うに当たっては、幼稚園は、その設置者による評価を受けて行うものとする。 ３ 幼稚園は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該幼稚園の園務の保護者その他の当該幼稚園の関係者（当該幼稚園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 ４ 幼稚園は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、毎年3月末日までに委員会に報告するものとする。	学校教育法	第28条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の緩和等が可能な運用に変更済みのため					
234	徳島県 徳島市	学校教育課 （感覚センター研究所を含む）	対面講習	教育委員会規則	徳島市立幼稚園管理規則	第13条の4	（職務専従研修等） 第13条の4 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第２条第２項に規定する教員が、同法第22条第２項に基づき、保育に支障がない範囲内で勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、あらかじめ園長に研修申請書を提出し、承認を受けなければならない。 ２ 前項により教員が研修に従事した場合は、事後速やかに園長に研修報告書を提出しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
235	徳島県 徳島市	学校教育課 （感覚センター研究所を含む）	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立幼稚園管理規則	第20条	（防火管理） 第20条 園長は、毎年度幼稚園の防火及び警備について責任者を定める等常にこれに対する処置を講じ、学年始めにその計画を委員会に報告しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
236	徳島県 徳島市	学校教育課 （感覚センター研究所を含む）	定期検査・点検	教育委員会規則	徳島市立幼稚園管理規則	第28条	（在籍報告） 第28条 園長は、毎月末に在籍園児数及び転出入者状況を委員会に報告しなければならない。	幼稚園設置基準	第3条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1①	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年4月				
237	徳島県 徳島市	学校教育課 （就航補導物館を含む）	仕訳閲覧・縦覧	教育委員会規則	徳島市図書館条例施行規則	第5条	（自動車文書登出の手続） 第5条 自動車文書は、指定管理者が適当と認めた地域、職域等を通じて図書館資料の貸出しを行うものとする。 ２ 自動車文書を利用しようとするときは、指定による手続きを行うものとする。	徳島県規則	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1①	1①	c-1.見直し済（アナログ的な手段に限定することが適当）	周知・専任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため					
238	徳島県 徳島市	社会教育課 （感覚補導物館を含む）	常駐・専任	条例	徳島市立化財保護条例	第5条	（所有者の管理義務及び管理責任等） 第5条 指定文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく委員会の規則その他の定めに従い、指定文化財を管理しなければならない。 ２ 指定文化財の所有者は、管理の費用があるときは、適当な者をもつぱら自己に代わり当該指定文化財の管理の責任ずべき者（以下「管理責任者」という。）に選任することができる。 ３ 第1項の規定は、管理責任者について準用する。										アナログ規制に該当しない				
239	徳島県 徳島市	文化スポーツ振興課	日常	条例	徳島市体育施設条例	第13条	（利用状況の届例） 第13条 指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、その利用状況を随時届例することができる。	徳島例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-1.見直し済（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため					
240	徳島県 徳島市	文化スポーツ振興課	定期検査・点検	条例	徳島市体育施設条例	第13条	（利用状況の届例） 第13条 指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、その利用状況を随時届例することができる。 ２ 前項第1号の規定にかかわらず、文書等及び物件（前号に定めるものを除く。）に、通貨、金券又は有価証券が同封されていた場合は、受付日、差出人、金額その他必要な事項を直ちに届例しなければならない。 ３ 前項第2号、第3号及び第5号の規定による届例については、指定管理者は、その届例について管理者ではない。	徳島例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	2	2	b-1.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（既に適用まで変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の緩和等が可能な運用に変更済みのため					
241	徳島県 徳島市	上下水道局 残置しその他の課等を含む）	定期検査・点検	規則	徳島市公営企業管理者への委任等に関する規則	第3条	（届例への報告） 第3条 公営企業管理者は、毎年市長が指定する日までに、前年の3月からその年の2月までの間における前条第1号の児童手当の支給の状況を市長に報告しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
242	徳島県 徳島市	上下水道局 残置しその他の課等を含む）	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局事務決裁規程	第10条	（審査の報告） 第10条 この規程により専決権限を有する者は、その専決事項に属する事務について、特に必要と認められるものを除く他の部長、その他のものの必要なものは定期的にその処理の状況を上司に報告しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
243	徳島県 徳島市	上下水道局 残置しその他の課等を含む）	仕訳閲覧・縦覧	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局文書取扱規程	第13条	（文書等及び物件の引渡） 第13条 第10条又は第11条の規定により取得された文書等及び物件は、次の各号により取り扱うものとする。 （１）総務課は、当該した文書等及び物件を長期の文書主役又は永久とされたそれぞれ又付し、特別文書又は物件については受領印を得るものとするただし、緊急を要すると認められる場合又は文書を任長しくは長期入庁不在の場合は、その他の責任者の受領印を用いて、交付することができる。 （２）文書主任は、総務課から交付を受けた文書等及び物件（前号に定めるものを除く。）に、通貨、金券又は有価証券が同封されていた場合は、受付日、差出人、金額その他必要な事項を直ちに届例しなければならない。 （３）総務課長は、前項の規定により届例された文書等及び物件（前号に定めるものを除く。）に、通貨、金券又は有価証券が同封されていた場合は、受付日、差出人、金額その他必要な事項を直ちに届例しなければならない。 （４）総務課長は、前項の規定により届例された文書等及び物件について管理者ではない。 （５）総務課長は、前号の規定で定める場合を除き、管理者の権限により、その受領について指示を受けるものとする。 ２ 前項第１号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 ３ 前項第２号の規定にかかわらず、不適の場合を定めるときは、第1号の規定にかかわらず、その旨について指示を受けるものとする。 ４ 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 ５ 前項第３号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 ６ 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 ７ 前項第４号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 ８ 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 ９ 前項第５号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 10 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 11 前項第６号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 12 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 13 前項第７号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 14 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 15 前項第８号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 16 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 17 前項第９号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 18 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 19 前項第10号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 20 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 21 前項第11号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 22 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 23 前項第12号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 24 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 25 前項第13号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 26 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 27 前項第14号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 28 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 29 前項第15号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 30 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 31 前項第16号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 32 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 33 前項第17号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 34 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 35 前項第18号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 36 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 37 前項第19号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 38 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 39 前項第20号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 40 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 41 前項第21号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 42 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 43 前項第22号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 44 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 45 前項第23号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 46 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 47 前項第24号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 48 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 49 前項第25号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 50 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 51 前項第26号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 52 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 53 前項第27号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 54 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 55 前項第28号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 56 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 57 前項第29号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 58 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 59 前項第30号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 60 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 61 前項第31号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 62 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 63 前項第32号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 64 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 65 前項第33号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 66 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 67 前項第34号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 68 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 69 前項第35号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 70 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 71 前項第36号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 72 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 73 前項第37号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 74 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 75 前項第38号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 76 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 77 前項第39号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 78 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 79 前項第40号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 80 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 81 前項第41号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 82 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 83 前項第42号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 84 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 85 前項第43号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 86 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 87 前項第44号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 88 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 89 前項第45号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 90 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 91 前項第46号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 92 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 93 前項第47号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 94 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 95 前項第48号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 96 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 97 前項第49号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 98 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 99 前項第50号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 100 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 101 前項第51号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 102 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 103 前項第52号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 104 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 105 前項第53号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 106 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 107 前項第54号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 108 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 109 前項第55号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 110 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 111 前項第56号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 112 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 113 前項第57号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 114 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 115 前項第58号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 116 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 117 前項第59号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 118 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 119 前項第60号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 120 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 121 前項第61号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 122 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 123 前項第62号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 124 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 125 前項第63号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 126 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 127 前項第64号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 128 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 129 前項第65号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 130 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 131 前項第66号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 132 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 133 前項第67号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 134 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 135 前項第68号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 136 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 137 前項第69号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 138 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 139 前項第70号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 140 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 141 前項第71号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 142 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 143 前項第72号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 144 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 145 前項第73号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 146 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 147 前項第74号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 148 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 149 前項第75号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 150 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 151 前項第76号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 152 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 153 前項第77号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 154 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 155 前項第78号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 156 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 157 前項第79号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 158 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 159 前項第80号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 160 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 161 前項第81号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 162 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 163 前項第82号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 164 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 165 前項第83号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 166 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 167 前項第84号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 168 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 169 前項第85号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 170 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 171 前項第86号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 172 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 173 前項第87号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 174 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 175 前項第88号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 176 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 177 前項第89号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 178 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 179 前項第90号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 180 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 181 前項第91号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 182 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 183 前項第92号の規定にかかわらず、文書等及び物件が他の課に関係のあると認められるときは、速やかに関係のある課に交付するものとする。 184 総務課長は、前号の規定により指示を受けたときは、管理者の権限により、その旨について指示を受けるものとする。 185 前項第93号の

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制概要の分類	類型・PHASE 類型	類型・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性等の種別 見直しに当たっての方向性	見直しの方向性等の種別 見直しに当たっての方向性の詳細	見直し予定	備考	フィードバック 見直しの状況（完了済み／未了）	フィードバック 実際の見直しの具体的な内容（※左内容を選択の上内容が分かるように記載）	フィードバック 未了の場合 未了の理由	フィードバック 未了の場合 再検討時期
264	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	定期検査・点検	水道事業管理規程	徳島市水道事業条例施行規程	第25条	（貯水槽水道以外の貯水槽水道の管理及び指導） 第25条 給水装置以外の水道の設置の届出、届出等専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。 (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。 ア 水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行うこと。 イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。 ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態において利用者を公衆衛生上害するおそれのある、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。 エ 飲用する水道の人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。 (2) 前号の管理に関し、毎年1回以上定期に、届出等専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。	条例例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①)	1①)	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
265	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	常駐・専任	水道局管理規程	徳島市上水道局指定給水装置工事事業者規程	第5条	（指定の基準） 第5条 管法人、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項に規定する指定をしなければならない。 (1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として**資格**されることとなる者を**置**く者であること。 ア 次に掲げる機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこその他の切り断断用の機械器具 イ やすり、パイプ万力、パイプレンチその他の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パプブレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも抵触しない者であること。 ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正にかうことができない者として国土交通省令で定めるもの イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 法に違反して、罰に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 申込者の役員（業務を執行する社員、その執行に従事する者又は株式会社の代表者をいう。） オ 未成年者に関して法定代理人が前号アからウまでのいずれかに該当する者があるもの カ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの	水道法施行規則	第21条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	法改正に合わせて条例を改正し、アナログ規制を見直す	令和9年3月	国の見直し内容 令和5年12月、二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼任することができる旨を、デジタル社会の形成を図るための関係法律を推進するための関係労働者等の一部を改正する法律（デ労働法）令和5年法律第63号）第14条により水道法施行規則の一部改正により規制緩和した（令和6年3月31日施行）。					
266	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	常駐・専任	水道局管理規程	徳島市上水道局指定給水装置工事事業者規程	第12条	（主任技術者の**選任**等） 第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに主任技術者を**選任**し、管理者に届け出なければならない。 2 指定工事業者は、その**選任**した主任技術者が交代をしたときは、当該事由が生じた日から14日以内に、新たに主任技術者を**選任**し、管理者に届け出なければならない。 3 指定工事業者は、主任技術者を**選任**又は解任したときは、届け出前に定められた様式第12による届出書により、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。 4 指定工事業者は、主任技術者が**選任**を行う場合において、**選任**しようとする者が、同時に二以上の事業所の主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行う上に支障がないと認められる者を**選任**しなければならない。	水道法施行規則	第21条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1	2	a-1.要見直し(条文の改正が必要)	法改正に合わせて条例を改正し、アナログ規制を見直す	令和9年3月	国の見直し内容 令和5年12月、二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼任することができる旨を、デジタル社会の形成を図るための関係法律を推進するための関係労働者等の一部を改正する法律（デジタル社会形成を図るための関係労働者等の一部を改正する法律）令和5年法律第63号）第14条により水道法施行規則の一部改正により規制緩和した（令和6年3月31日施行）。					
267	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	常駐・専任	水道局管理規程	徳島市上水道局指定給水装置工事事業者規程	第13条	（事業の運営に関する基準） 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。 (1) 給水装置工事**ごと**に、第12条第1項の規定により**選任**した主任技術者の**うち**から、当該工事に関して第13条第1項各号に掲げる職務を行う者を定めること。 (2) 配水管からの分岐により給水管を設けて工事及び給水装置の変更その他行政から水道メーター又はこれと一体となる減圧装置及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うこと。ただやむを得ない場合で、又はその旨に当該工事に**従事**する者の者を**選**任させること。 (3) 前号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ管理者の承認を受けた上で、上司その他の工事上の**責**任に**選**任するよう当該工事を施行すること。 (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に**従事**する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、**研修**の機会を確保するよう努めること。 (5) 次に掲げる行為を行わないこと。 ア 故意若しくは重大な過失又は不誠実な行為 イ 故意若しくは重大な過失により材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。 ウ 給水装置の構造の変更、施工、検査等に適切な機械器具を使用すること。 (6) 指定工事業者は、**ごと**に、第13号の規定により指名した主任技術者ごとに次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録を4の作成の日から3年間保存すること。 ア 施工の場所 イ 施行の概要 ウ 施行年月日 エ 主任技術者の氏名 オ しゅん工検 カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果	水道法施行規則	第36条第2号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1	1	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
268	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	対面講習	水道局管理規程	徳島市上水道局指定給水装置工事事業者規程	第13条	（事業の運営に関する基準） 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。 (1) 給水装置工事**ごと**に、第12条第1項の規定により**選任**した主任技術者の**うち**から、当該工事に関して第13条第1項各号に掲げる職務を行う者を定めること。 (2) 配水管からの分岐により給水管を設けて工事及び給水装置の変更その他行政から水道メーター又はこれと一体となる減圧装置及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うこと。ただやむを得ない場合で、又はその旨に当該工事に**従事**する者の者を**選**任させること。 (3) 前号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ管理者の承認を受けた上で、上司その他の工事上の**責**任に**選**任するよう当該工事を施行すること。 (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に**従事**する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、**研修**の機会を確保するよう努めること。 (5) 次に掲げる行為を行わないこと。 ア 故意若しくは重大な過失又は不誠実な行為 イ 故意若しくは重大な過失により材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。 ウ 給水装置の構造の変更、施工、検査等に適切な機械器具を使用すること。 (6) 指定工事業者は、**ごと**に、第13号の規定により指名した主任技術者ごとに次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録を4の作成の日から3年間保存すること。 ア 施工の場所 イ 施行の概要 ウ 施行年月日 エ 主任技術者の氏名 オ しゅん工検 カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果									アナログ規制に該当しない					
269	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	常駐	水道局管理規程	徳島市上水道局指定給水装置工事事業者規程	第18条	（主任技術者の**立会**い） 第18条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、法第17条第1項の規定による給水装置の**検査**を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該給水装置工事に関し第13条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該給水装置工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の**立会**いを求めることができる。	水道法	第25条の9	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	2	a-3.要見直し(今後運用の変更のみを行う)	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年3月						
270	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	対面講習	水道局管理規程	徳島市上水道局指定給水装置工事事業者規程	第22条	（**講習**会） 第22条 管理者は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする**講習**会を実施し、又は他の者が実施する**講習**会等について情報の提供を行うことができる。	条例例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は将来、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
271	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	常駐・専任	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局電気工作物保安規程	第2条	（保安管理規程） 第2条 電気工作物の保安管理規程は、別表第1のとおりとする。 2 総括管理者は、上下水道事業管理者から電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務（以下「保安業務」という。）を総括管理する。 3 施設管理者は、総括管理者を補助し、電気工作物の保安業務を管理する。 4 主任技術者は、法第43条の2第1項の定めるところにより、総括管理者が電気工作物の設置場所**ごと**に**選任**する。	電気事業法	第43条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は将来、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
272	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	常駐	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局電気工作物保安規程	第3条	（主任技術者の職務） 第3条 主任技術者は、総括管理者及び施設管理者を補佐するとともに、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を行うものとする。 2 主任技術者の職務は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1) 電気工作物に係る保安教育に関すること。 (2) 電気工作物の巡視、点検に関すること。 (3) 電気工作物の操作に関すること。 (4) 電気工作物の運転確立に関すること。 (5) 災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。 (6) 保安業務の記録に関すること。 (7) 電気工作物の**工事**に関すること。 (8) 保安規程及び書類の整備に関すること。 (9) 発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。 (10) その他、保安業務に関し必要なこと。 3 主任技術者は、自ら立ちこの職務を誠実に、電気工作物の保安管理業務の職務を統実に行わなければならない。 4 主任技術者は、電気工作物に係る保安上重要な業務を実施するに当たっては、あらかじめ、施設管理者に対し、具体的な措置について意見を具申しなければならない。 5 総括管理者及び施設管理者は、主任技術者の電気工作物の保安に関する意見を尊重するものとする。 6 所管官庁が法令に基づいて行う**検査**には、主任技術者を**立会**わせるものとする。									アナログ規制に該当しない					
273	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	対面講習	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局電気工作物保安規程	第9条	（保安**訓練**） 第9条 総括管理者は、主任技術者の参画のもとに、従事者に対し、事故その他非常災害が発生した時の措置について、必要に応じ実施指導**訓練**を行うものとする。									アナログ規制に該当しない					
274	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	常駐・専任	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局電気工作物保安規程	第11条	（工事の実施） 第11条 施設管理者は、電気工作物に関する工事（以下「工事」という。）の実施に当たっては、必要に応じ作業責任者を**選任**し、主任技術者の**監督**のもとにこれを施行するものとする。 2 工事を他の者に請け負わせる場合には、同じ者以外の者を受注者とし、受注者に当たっては主任技術者をいこれを検査し、保安上支障のないことを確認してから引き取るものとする。 3 工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を確保するため、次の各項に掲げる事項について定めるものとする。 (1) 停電範囲、時間、連絡方法及び感電防止措置 (2) 工事期間、停電時間及び送電前の点検 (3) 停電中の波動現象及び誘導障害の防止措置 (4) 停電工事中の保安装置の取付け措置 (5) 作業責任者及びその選任範囲 (6) 工事中及び工事終了後の検査及び検査 (7) その他必要な事項 4 法令に基づく保安上の義務に違反については、主任技術者の**監督**のもとで実施し、経済産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認しなければならない。	電気事業法 電気事業法施行規則	第43条ノ 第50条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は将来、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
275	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	常駐	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局電気工作物保安規程	第12条	（点検、**点検**、**測定**等） 第12条 電気工作物の安全のための**巡視**、**点検**及び**測定**は、別表第二定める基準により行い記録するものとする。 2 主任技術者は、電気工作物の安全のための**巡視**、**点検**及び**測定**若しくは**立会**いの結果、異常と認められる箇所があり、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。	電気事業法施行規則	第50条第3項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
276	徳島県 徳島市	書面提示	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局電気工作物保安規程	第14条	（運転操作） 第14条 主任技術者は、平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転又は操作を要する機器の操作順序、運転方法等について、あらかじめ定めておかなければならない。 2 主任技術者又は従事者は、発電又は送電若しくは電圧の変更を行うときは、施設管理者及び所定の関係先に報告しなければならない。 3 施設管理者は、前項の報告により報告を受けたときは、直ちに電気工作物の運転又は操作を調整し、又は使用を制限する等の応急措置をとるよう、主任技術者又は従事者に指示しなければならない。 4 主任技術者は、前2項に**掲げ**る報告する事項、報告先及び報告方法等を、**見やす**い場所に**掲出**しておかなければならない。 5 保安規程遵守の責任に基づいて必要に応じて関係電気事業者の事業所と連絡して行うものとする。	条例例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
277	徳島県 徳島市	書面提示	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局電気工作物保安規程	第16条	（防災体制） 第16条 総括管理者は、非常災害その他の災害（以下「災害等」という。）に備えて、あらかじめ電気工作物の保安を確保するために適切な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。 2 総括管理者は、緊急時連絡体制を施設ごとに**掲出**しておくものとする。	条例例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
278	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局電気工作物保安規程	別表第2	点検 外観 外観 外観 外観	条例例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	b-2.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
279	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局電気工作物保安規程	別表第2	点検 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回 1年1回	条例例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
280	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局電気工作物保安規程	別表第2	測定試験 1年1回 絶縁抵抗測定 1年1回 接地抵抗測定 1年1回 1年1回 1年1回 点検 自発光の内部インピーダンス測定及び電圧測定 1年1回 絶縁抵抗測定 1年1回 接地抵抗測定 1年1回 絶縁抵抗測定 1年1回 1年1回 接地抵抗測定 1年1回 1年1回 1年1回 絶縁抵抗測定 1年1回 接地抵抗測定 1年1回	条例例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①)	1①)	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制根拠の分類	類型・PHASE 類型	類型・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	アクセシブル 見直しの状況（完了済み／未了）	アクセシブル 実際の見直しの具体的な内容（※左内容や選択肢の内容が分かるように記載）	アクセシブル 未了の場合 未了の理由	アクセシブル 未了の場合 再検討時期
281	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局自家用電気工作物保安規程	別表第2	原則試験 年1回 定期 年1回 保護装置動作試験 年1回 制御装置動作試験 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回 年1回	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
282	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局自家用電気工作物保安規程	別表第2	点検 月1回 3か月1回 月1回 3か月1回 月1回 月1回 月1回	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
283	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局自家用電気工作物保安規程	別表第2	測定試験 絶縁抵抗測定 月1回 吸収抵抗測定 各電池の内部インピーダンス測定及び電圧測定 3か月1回 絶縁抵抗測定 月1回 吸収抵抗測定 3か月1回 絶縁抵抗測定 月1回 吸収抵抗測定 月1回 絶縁抵抗測定 月1回 吸収抵抗測定	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
284	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	定期検査・点検	上下水道局管理規程	徳島市上下水道局自家用電気工作物保安規程	別表第2	測定試験 月1回 保護装置動作試験 制御装置動作試験 3か月1回 月1回 3か月1回 月1回 月1回 月1回	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
285	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	条例	徳島市公共下水道事業条例	第5条の3	（指定の基準） 第5条の3　管理者は、前条の規定により指定の申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときは、第5条第1項の指定を行う。 （1）当該申請に係る排水設備の計画が次のとおりに定めるところにより排水設備工事の設計及び施工管理に関し技術者を有する者として登録されている者をいう。以下同じ。）が1人以上専属していること。 （2）管理規定で定める機械器具を有すること。 （3）徳島県内に営業所があること。 （4）次のいずれにも該当しない者であること。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ウ 第25条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者がある者 2 管理者は、第5条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。	徳島下水道条例（昭和27年11月11日条例第41号） 徳島県営業所工程内等に関する条例（昭和27年11月11日条例第42号） 最近改正　令和六年四月一日 徳島下水道八十一号）	第6条の4第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	2	2	b-1.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（既に運用まで変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため		令和8年1月1日施行済				
286	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	書面掲示	条例	徳島市公共下水道事業条例	第5条の4	（指定工事店証） 第5条の4　管理者は、指定工事店として指定を行った工事の事業を行う者に対し、排水設備指定工事店証（以下「指定工事店証」という。）を交付する。 2　指定工事店は、指定工事店証を営業所の見やすい場所に掲げなければならない。 3　指定工事店は、第5条の7第1項の規定により指定を取り消されたときは、速やかに、管理者に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。 4　前2項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え又は方式その他指定に関し必要な事項は、管理規程で定める。	徳島下水道条例について（昭和34年11月18日理生省発第1109号・建設省計発441号）	第6条の10第2項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	周駐・専任、対面、書面確認等により最終に実施する必要があるため						
287	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	罰則	条例	徳島市公共下水道事業条例	第5条の8	（責任技術者の職務等） 第5条の8　責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。 （1）排水設備等の設置等の工事に関する技術上の管理 （2）排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督 （3）排水設備等の新設等の工事の排水設備等の設置及び構造に関する法令及び管理規程の規定に適合していることの確認 （4）次条第1項に規定する検査の立会い 2　責任技術者は、排水設備等の新設等の工事の業務に従事するときは、常に責任技術者であることの証明書を携帯し、本市職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3　排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者からの職務について行う指導に従わなければならない。									アナログ規制に該当しない				
288	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	罰則・専任	上下水道局管理規程	徳島市公共下水道事業条例施行規程	第2条	（指定の更新） 第2条　条例第5条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定の有効期間満了の日の30日前までに、排水設備指定工事店指定申請書に次に掲げる書類及び指定工事店証（条例第5条の4第1項に規定する指定工事店証をいう。以下同じ。）を添付して、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。 （1）条例第5条の3第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しないことを誓約することを証明する書類 （2）個人にあっては住民票の写し、法人にあっては定款又は登記事項証明書及び役員等名簿 （3）専属する責任技術者に係る名簿、条例第5条の6第2項の届出書（以下「責任技術者証」という。）の写し及び雇用関係を証する書類 （4）前条第1項の指定を受けた者 （5）排水設備の設置及び改造などに対する意見書 （6）第4条に定める機械器具を有することを証する書類	徳島下水道事業管理者の権限に属する事務を定める規程（昭和41年徳島市管理規程第1109号・建設省計発441号）	第6条の4	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年4月	題の見直し内容 二〇二六 令和6年2月、周駐・専任規制等において、アナログ規制の見直しを行い、徳島下水道条例（昭和34年理生省発第1109号・建設省計発441号）の一部改正により問題なした（令和6年4月1日施行）。				
289	徳島県 徳島市	上下水道局総務課（その他の課等を含む）	罰則・専任	上下水道局管理規程	徳島市公共下水道事業条例施行規程	第8条	（変更の届出） 第8条　条例第5条の6の管理規程で定める事項は、次に掲げるものとする。 （1）指定工事店の住所若しくは代表者又は法人にあっては、その代表者の氏名 （2）法人にあっては、その役員の氏名 （3）専属する責任技術者の氏名 2　指定工事店は、前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更があった後、直ちに排水設備指定工事店変更届出書に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。 （1）前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、個人にあっては住民票の写し及び指定工事店証、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに指定工事店証 （2）前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、登記事項証明書及び第1号に規定する届出書 （3）前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、責任技術者証の写し	徳島下水道条例について（昭和34年11月18日理生省発第1109号・建設省計発441号）	第6条の4	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和8年4月	題の見直し内容 二〇二六 令和6年2月、周駐・専任規制等において、アナログ規制の見直しを行い、徳島下水道条例（昭和34年理生省発第1109号・建設省計発441号）の一部改正により問題なした（令和6年4月1日施行）。				
290	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	定期検査・点検	交通局管理規程	徳島市交通局事務決裁規程	第10条	（乗務の制限） 第10条　この規程により専決権限を有する者は、その専決事項に関する事務について特に必要と認められるものの他、その他のもの必要なものは定期的に、その処理の状況を上司に報告しなければならない。									アナログ規制に該当しない				
291	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	仕訳閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局文書取扱規	第7条	（文書等及び物件の管理） 第7条　前3条の規定により起草された文書等及び物件は、次の各号により取り扱うものとする。 （1）郵便物は、たゞちに文書等及び物件を主務課の文書をなくされるまでに引き渡すこと。特殊文書交付簿に登録された文書等及び物件については受領印を得るものとする。ただし、緊急を要する場合がある場合若しくは文書主任又はあらかじめ定めた者の受領印を得て、交付することができる。 （2）前号の規定により受領した文書等及び物件は、速やかに開封すること。 （3）前項第2号の規定により開封した文書等及び電報を受領したときは、文書発送の期限に関し、その処理について指示を受けるものとする。	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（既に運用まで変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
292	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	仕訳閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局文書取扱規	第9条	（閲覧者文書等の取扱） 第9条　交通局長の閲覧の嚴重文書及び総務課において収受の手続を経ていない文書等を回付され又は受領した者は、これを総務課に回付し、第7条の規定に基づく手続を受けなければならない。	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	b-2.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
293	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	仕訳閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局文書取扱規	第10条	（保存方法） 第10条　文書主任は、第7条の規定により文書等の交付を受けたときは、直ちに課長の閲覧に供しなければならない。ただし、窓口限りで処理できる文書等及び成規定例の文書等その他の軽易な書類については、この限りでない。 2　前項の規定により文書等を閲覧したときは、速やかに主務係長に回付し、処理させなければならない。 3　前項の規定により文書等を閲覧した主務係長は、自ら処理するものを除き、直ちに主務係に回付し、処理させなければならない。 4　主務係は、回付を受けた文書等の必要事項を複製し、回付を受けた文書等を速やかに処理しなければならない。ただし、やむを得ない理由により処理期間内に処理することが困難なときは、文書主任を経てその理由及び予定日を課長に申し出て、重ねる旨を申し出なければならない。 5　文書主任は、常に文書等の処理状況を把握し、未処理の文書等があるときは、その処理の促進に努めなければならない。 6　受領した文書等のうちで上司の閲覧に供する必要のあるものについては、その手続について、交通局長又は次長の指揮を受けてこれを処理しなければならない。 7　受領した文書等のうちで上司の閲覧に供する必要のあるものについては、必要事項を記入して供覧するものとするただし、課内のみ供覧するものその他軽易なものについては、この限りでない。	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（既に運用まで変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
294	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	仕訳閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局文書取扱規	第21条	（交通局長及び次長への起案事項の提出） 第21条　起案者は、次の各号に掲げる交通局長又は次長の決裁又は閲覧を受けるものは、主務課長の認承又は回覧の後、総務課に提出しなければならない。ただし、主務課長その他の者が自ら決裁又は閲覧を嚴し期間を要するものについては、この限りでない。	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	b-2.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
295	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	仕訳閲覧・縦覧	交通局管理規程	徳島市交通局文書取扱規	第37条	（成規文書の提出及び閲覧） 第37条　成規文書は、次に掲げる区分又は閲覧を受けようとする職員は、当該文書の管理主管課の文書主任の承認を経て、総務課長に申し出なければならない。	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	b-2.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（直ちには運用の変更は困難））	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため						
296	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	罰則・専任	自動車運送事業管理規程	徳島市交通局職員規程	第20条	（本務先の服務） 第20条　職員は別に定めるところに従って日直及び宿直の勤務に服さなければならない。	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（既に運用まで変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
297	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	罰則・専任	交通局管理規程	徳島市交通局職員安全衛生規程	第6条	（安全管理者） 第6条　法第11条第1項の規定に基づき、安全管理者を置き、管理業務をもって充てる。管理業務の職にある者が前号第5条の資格を有する者に該当しないときは、営業課長の職にある者が法第12条第1項の安全衛生推進者の下に、職員（法令第11条第1項に定める業務を行うものとする。 2　安全管理者は、法第10条第1項の業務のうち、安全に係る技術的事項を管理するほか、省令第6条第1項に定める業務を行うものとする。	労働安全衛生法	第11条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年3月					
298	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	罰則・専任	交通局管理規程	徳島市交通局職員安全衛生規程	第7条	（衛生管理者） 第7条　法第12条第1項の規定に基づき、安全管理者を置き、管理業務をもって充てる。 2　衛生管理者は、法第10条第1項の業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理するほか、省令第12条第1項に定める業務を行うものとする。	労働安全衛生法	第7条第1項第4号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1	2	a-3.要見直し（今後運用の変更のみを行う）	実務上の運用変更により、アナログ規制を見直す。	令和9年3月					
299	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	罰則・専任	交通局管理規程	徳島市交通局職員安全衛生規程	第8条	（産業医） 第8条　法第13条の規定に基づく産業医を置くものとし、前項のうちから、局長が選任する。 2　産業医は、令和第14条第1項及び第3項並びに同令第15条第1項に定める業務を行うものとする。 3　産業医は、この規程に定める職務に関し局長に対し勧告を行うことができる。	労働安全衛生法	第13条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直しを要（現状でアナログ的な手段に限定されていないし（既に運用まで変更済み））	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため						
300	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	FD等の記録媒体	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第6条	（携帯期間） 第6条　会計担当者もしくは、次の標準を備えなければならないときに、会計業務の全般又は一部を電子計算機を使用して行う場合においては、帳簿を磁気的記録媒体（磁気テープ、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものをいう。）をもってこれに代えることができる。 （1）主要簿　総勘定元帳 （2）補助簿　現金出納簿、預金出納簿、未収入金整理簿、未払金整理簿、前渡金整理簿、貸付金整理簿、固定資産台帳、収支予算差引簿、企業債台帳、予算簿簿、概算払整理簿、預り金整理簿、小口現金出納簿、仕訳簿 2　前項第2号に定めるもののほか、必要な補助簿を設けることができる。 3　前2項に掲げる帳簿は、会計終了後5年間、保存しなければならない。									アナログ規制に該当しない				
301	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	罰則	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第33条	（企業出納員の職務明細） 第33条　企業出納員の更迭があったときは、前任者は更迭の日から5日以内に現金、書類及び帳簿等その管理する一切の書類を後任者に引き渡さなければならない。 2　前項の場合において前任者は、現金出納簿を締切りするとともに、出納関係金額精算に対し、領収日における現金残高証明書を提出し、引継書に添付しなければならない。 3　前任者は引継書を作成し、後任者が自ら印を押して、引継ぎを行うとともに関連各号を記載して交通局長に提出しなければならない。 4　前任者が更にその他の理由により、自ら出金することができないときは、交通局長の命じた者がその事務の引継ぎをするものとする。	徳島例規	—	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	2	a-1.要見直し（条文の改正が必要）	条例・規則改正等によりアナログ規制を見直す	令和10年3月					
302	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	定期検査・点検	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第75条	（出納照計表の提出） 第75条　出納担当者は、毎月末日までに、その日の収納金及び預金払出請求書について、出納日計表を作成して毎日の預金残高を企業出納員に報告しなければならない。									アナログ規制に該当しない				
303	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	定期検査・点検	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第97条	（貯蔵物品の報告） 第97条　貯蔵物品のうち部は、毎年9月及び3月の末日をもって行ない、翌月10日までに物品たな卸報告書を作成して、企業出納員に提出しなければならない。									アナログ規制に該当しない				
304	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	定期検査・点検	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第98条	（物品受払報告） 第98条　物品取扱員は、毎年度末日をもって所管物品の受払報告書を作成し、翌年度4月10日までに企業出納員に提出しなければならない。									アナログ規制に該当しない				
305	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	定期検査・点検	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第99条	（たな卸明細表） 第99条　企業出納員は、所管物品について毎年度1回以上棚品調査を行ない、たな卸資産明細表を作成して交通局長に報告しなければならない。									アナログ規制に該当しない				
306	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	定期検査・点検	運輸事業管理規程	徳島市旅客自動車運送事業会計規程	第108条	（月次決算の報告） 第108条　総務課長は、所管する帳簿を毎月末日で締め切って、月次諸表を作成して翌月10日までに交通局長に、翌月20日までに市長に、それぞれ提出しなければならない。									アナログ規制に該当しない				
307	徳島県 徳島市	交通局総務課（営業課を含む）	定期検査・点検	交通局管理規程	徳島市交通局庁舎管理規程	第16条	（横の点検） 第16条　庁舎管理者は、この規程を誠実に履行するため1月毎に横の点検を行うものとする。									アナログ規制に該当しない				

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制概要の分類	類型・PHASE 類型	類型・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性の種類 見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直し予定	備考	ブロックチェーン 見直しの状況（完了済み／未了）	ブロックチェーン 実際の見直しの具体的な内容（※左内容を選択の際は必ず記載）	ブロックチェーン 未了の場合 未了の理由	ブロックチェーン 未了の場合 再検討時期
308	徳島県 徳島市	交通規制課 （営業課を含む）	仕出開覧・縦覧	交通管理規程	徳島市交通用庁舎管理規程	第17条	（判断基準等の開覧） 第17条 管理人は、前項指定利用者があった場合は記録し、主管及び関係の長の閲覧に供しなければならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	c-1.見直し含（アナログ的な手段に限定することが適当）	常駐・専任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため					
309	徳島県 徳島市	交通規制課 （営業課を含む）	常駐・専任	運輸事業管理規程	徳島市交通局運行管理規程	第2条	（運行管理者及び代務者の選任） 2 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 3 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 4 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 5 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 6 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 7 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 8 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 9 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 10 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 11 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 12 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 13 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 14 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 15 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 16 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 17 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 18 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 19 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 20 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 21 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 22 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 23 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 24 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 25 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 26 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 27 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 28 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 29 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 30 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 31 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 32 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 33 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 34 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 35 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 36 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 37 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 38 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 39 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 40 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 41 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 42 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 43 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 44 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 45 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 46 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 47 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 48 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 49 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 50 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 51 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 52 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 53 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 54 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 55 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 56 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 57 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 58 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 59 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 60 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 61 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 62 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 63 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 64 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 65 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 66 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 67 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 68 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 69 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 70 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 71 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 72 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 73 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 74 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 75 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 76 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 77 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 78 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 79 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 80 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 81 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 82 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 83 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 84 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 85 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 86 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 87 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 88 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 89 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 90 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 91 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 92 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 93 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 94 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 95 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 96 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 97 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 98 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 99 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 100 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 101 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 102 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 103 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 104 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 105 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 106 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 107 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 108 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 109 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 110 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 111 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 112 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 113 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 114 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 115 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 116 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 117 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 118 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 119 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 120 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 121 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 122 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 123 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 124 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 125 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 126 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 127 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 128 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 129 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 130 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 131 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 132 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 133 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 134 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 135 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 136 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 137 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 138 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 139 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 140 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 141 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 142 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 143 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 144 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 145 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 146 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 147 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 148 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 149 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 150 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 151 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 152 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 153 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 154 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 155 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 156 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 157 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 158 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 159 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 160 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 161 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 162 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 163 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 164 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 165 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 166 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 167 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 168 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 169 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 170 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 171 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 172 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 173 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 174 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 175 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 176 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 177 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 178 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 179 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 180 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 181 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 182 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 183 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 184 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 185 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 186 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 187 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 188 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 189 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 190 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 191 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 192 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 193 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 194 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 195 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 196 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 197 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 198 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 199 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 200 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 201 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 202 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 203 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 204 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 205 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 206 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 207 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 208 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 209 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 210 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 211 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 212 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 213 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 214 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 215 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 216 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 217 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 218 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 219 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 220 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 221 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 222 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 223 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 224 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 225 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 226 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 227 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 228 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 229 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。 230 運行管理者は、運転者及び運行関係者及び運行関係者及び運行管理者の補助者（以下「代務者」という。）をおく。	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	定期検査・点検	病院荷管理規程	徳島市病院局職員安全衛生規程	第27条	（長期療養者の療養管理） 第27条 次の各号に掲げる職員（次条において「長期療養者」という。）は、これに該当したときから1月ごとに医師の診断書その他管理者が指示する書類を添えて、療養の経過を所属長を経由して管理者に報告しなければならない。 (1) 結核性疾患による病気休暇等の引き続く職員 (2) 前号以外の負傷又は疾病により引き続き2月を超えて病気休暇を受けている職員 (3) 前条の規定により、医師の認めた者に対している職員 (4) 地方公務員法第28条第2項第1号に該当して休職を命じられている職員	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-2.見直し否（法令可能な技術等が現時点で不存在）	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない					
326	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	常駐・専任	病院荷管理規程	徳島市病院局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程	第31条	（当直勤務） 第31条 次に掲げる職員は、原則勤務又は日直勤務（以下「当直勤務」という。）をしなければならない。 (1) 原則勤務及び日直勤務を命じなければならない職員 医師である職員3名 (2) 原則勤務をしなければならない職員 薬剤師である職員1名 臨床検査技師である職員1名 放射線技師である職員1名 看護師又は准看護師である職員1名 2 当直勤務の場所は、病院内の当直室とする。 3 当直勤務の時間は、病院内の当直室において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間を勤務時間とする。 (1) 医師である職員　午後5時から翌日の午前9時まで (2) 薬剤師である職員　午後5時から翌日の午前9時まで (3) 前号以外の職員　午後5時から翌日の午前9時まで 4 病院管理における主な任務は、次のとおりとする。 (1) 入院患者の病状の急変等への対応。 (2) 救急の外来患者への対応。 (3) その他特に指示された事。 5 当直勤務に従事した職員は、当直日誌に必要事項を記入のうえ、当該勤務終了後、所属長又は次の当直員に引き継がなければならない。 6 原則勤務に従事した職員が当直勤務時間にわたり労務に従事したときは、所属長に申告しその承認を得て、振替日の翌日は正午以降に労務を提供しない勤務を特に必要と認める場合は、当該振替勤務に係る事務引継が完了した後1年以上前にさかのぼらない日に代えて、若干の当該勤務を遡らせることができる。 7 前項の承認は、第2及び第11及び第12の規定する特別休暇の承認とする。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1	1	c-1.見直し含（アナログ的な手段に限定することが適当）	常駐・専任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため					
327	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	対面講習	病院荷管理規程	徳島市病院局職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規程	第46条	（研修） 第46条 職員には、その勤務能率の発展及び増進のために研修を受ける機会を与える。									アナログ規制に該当しない				
328	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（その他の課・部を含む）	定期検査・点検	病院荷管理規程	徳島市病院事業会計規程	第19条	（収納金の取扱い） 第19条 現金収納員は、現金を収納したときは、当該現金をその内容を示す書類を添えてその日のうちに企業出納員（企業出納員が不在の場合は、企業出納員があらかじめ指定した現金収納員。以下次条及び第23条第1項において同じ。）に払う等のうえ、領収しなければならない。 2 企業出納員は、前項の規定により現金収納員から引き継ぎを受けた現金又は自ら収納した現金を、その翌日（翌日が出納閉鎖後臨時の休日に当たる場合は、翌営業日）までに出納閉鎖日時計算により払うべきものとして指定された日に払うべきものとして指定された日に払うべきものとして指定された日に

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制概要の分類	類型・PHASE 類型	類型・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直しの具体的な内容／見直しに至った理由／二輪経験者の具体的な意見 等	見直し予定 見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの方向性の種別 見直しの具体的な内容	見直しの具体的な内容（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（※左内容を選択の場合は「-」のままご記載）	フォローアップ 未了の場合 未了の理由	フォローアップ 未了の場合 再検討時期
331	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（ただの他の課・担当含む）	定期検査・点検	病院管理規程	徳島市病院事業会計規程	第89条	（計画的な点検） 第89条 医療機器責任者は、毎月末日をもって月次試験表及び資金予算表を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該月次試験表及び資金予算表を翌月20日までに市長に提出しなければならない。											アナログ規制に該当しない				
332	徳島県 徳島市	市民病院総務管理課（ただの他の課・担当含む）	書面掲示	病院管理規程	徳島市病院局庁舎管理規程	第3条	（防火責任者等） 第3条 庁舎の各階及び機の各階毎に当火及び非難防止の責任者及び副責任者を置く。 2 前項の責任者を置いたときは当該責任者に対し、各階及び各階の消防設備の責任者は速やかにその職氏名を総務管理課長に届けるとともに、各階、各施設の適当な場所に掲示するものとする。	病院例規	--													
333	徳島県 徳島市	消防局総務課	常駐・専任	規則	徳島市消防職員委員会に関する規則	第7条	（意見聴取または参考） 第7条 消防局長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者を指名することができないものとする。 2 意見取りまとめ者の要件は、次に掲げるものとする。 3 意見取りまとめ者の任期は、1年とする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じたときその他特に指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とする。 4 意見取りまとめ者は、再任されることができる。ただし、任期が引き続き2年を超えることとなる場合は、この限りでない。										アナログ規制に該当しない				
334	徳島県 徳島市	消防局警防課	対面講習	消防局訓令	徳島市消防救助隊規程	第9条	（隊長の教育訓練） 第9条 消防局長及び消防署長は、隊員に対し、救助活動を行うに必要な知識及び技術を修得させ、並びに隊員の体力向上を図るため、計画的に教育訓練を実施するよう努めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、消防局長及び消防署長は、隊員の安全管理に十分配慮しなければならない。 3 隊員は、平素から救助活動を行うに必要な知識及び技術並びに体力の向上を図っているよう注意を怠ってはならない。	徳島例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直しを要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
335	徳島県 徳島市	消防局総務課	対面講習	規則	徳島市消防団規則	第13条	（訓練の義務） 第13条 団員は、自らの役割及び技術の練磨に努め、別に定めるところにより、訓練を行わなければならない。										アナログ規制に該当しない				
336	徳島県 徳島市	消防局通信指令室	定期検査・点検	消防局訓令	徳島市消防通信規程	第22条	（機能試験） 第22条 通信指令員は、定期的に消防通信指令施設の機能試験を実施し、無線設備の試験通話を1日1回以上行い、故障の早期発見に努めなければならない。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
337	徳島県 徳島市	消防局通信指令室	定期検査・点検	消防局訓令	徳島市消防通信規程	第24条	（点検） 第24条 通信指令員は、次に掲げることにより、点検を実施し、機能の維持に努めるものとする。 （1）点検の内容は、外観点検、機能点検、作動試験等とする。 （2）点検頻度は、別表1に規定するものとする。 （3）前（2）号の点検及び点検は、外部に委託することができる。 2 消防局及び署所に配置する各無線機は、又特殊点検、使用後点検を実施し、機能の維持に努めるものとする。 3 分団詰所に配置する無線機は、定期的に点検を実施しなければならない。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
338	徳島県 徳島市	消防局通信指令室	FD等の記録媒体	消防局訓令	徳島市消防通信規程	第27条	（記録の保存） 第27条 通信指令員は、119番による火災等の通報及び無線通信の内容を記録簿に記載し、1年間保存するものとする。										アナログ規制に該当しない				
339	徳島県 徳島市	消防局警防課	実地監査	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第3条	（管理者の責務） 第3条 消防局長を事務管理責任者（以下「管理者」という。）とする。 2 管理者は、前項の事務の遂行について責任を負い、事務管理に十分配慮し、統括し、監督、教養を実施するものとする。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直しを要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
340	徳島県 徳島市	消防局警防課	常駐・専任	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第6条	（緊急管理者） 第6条 管理者は、法第50条の規定に基づき次条定の業務を有するものの3ちから緊急管理者を選任しなければならない。	道路運送車両法	第50条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直しを要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
341	徳島県 徳島市	消防局警防課	常駐・専任	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第7条	（安全運転管理者） 第7条 管理者は、道路交通法第74条の3の規定に基づき安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任しなければならない。 2 安全運転管理者及び副安全運転管理者は、省庁の安全運転に関し適切な実行権限を有する立場にある者とする。	道路交通法	第74条の3	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1	1	b-2.見直しを要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
342	徳島県 徳島市	消防局警防課	実地監査	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第8条	（車両の監査） 第8条 管理者は、毎年1回以上次の各号に掲げる事項を監査するものとする。 （1）車両の点検整備の状況 （2）燃料の使用及び保存の状況 （3）懸垂装置の整備の状況 （4）その他車両管理上必要な事項	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直しを要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
343	徳島県 徳島市	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第8条	（車両の監査） 第8条 管理者は、毎年1回以上次の各号に掲げる事項を監査するものとする。 （1）車両の点検整備の状況 （2）燃料の使用及び保存の状況 （3）懸垂装置の整備の状況 （4）その他車両管理上必要な事項										アナログ規制に該当しない				
344	徳島県 徳島市	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第12条	（定期点検整備） 第12条 整備管理者は、法第48条の規定による自動車の点検及び整備を実施したときは、その結果を定期点検整備記録簿及び定期点検整備記録簿に記載しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
345	徳島県 徳島市	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第13条	（特別点検整備） 第13条 整備管理者は、毎月1回以上特別点検整備を実施しなければならない。 2 特別点検整備は、自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に定める自家用自動車の6月ごとの定期点検基準に準じ実施するものとする。 3 特別点検整備を実施したときは、その結果を特別点検整備表（別記様式第5号）に記載しなければならない。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない							
346	徳島県 徳島市	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第14条	（日常点検） 第14条 運転者及び機関員は、毎日1回以上法第47条の2の規定による自動車の日常点検を実施しなければならない。ただし消防団においては運行の際始前又は随時に実施することができる。 2 前項の日常点検を実施したときは、その結果を日常点検表（別記様式第5号）に記載しなければならない。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない							
347	徳島県 徳島市	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第17条	（小型動力ポンプの点検整備） 第17条 小型動力ポンプの点検整備及び装備品について、使用の際始前及び使用後、又は随時に点検整備を実施するものとする。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
348	徳島県 徳島市	消防局警防課	定期検査・点検	消防本部訓令	徳島市消防事務管理規程	第24条	（燃料の消費届） 第24条 整備管理者は、毎月末現在をもって燃料消費報告書（別記様式第8号）を作成し、翌月5日までに管理責任者に報告しなければならない。										アナログ規制に該当しない				
349	徳島県 徳島市	消防局総務課	仕訪開覧・縦覧	消防局訪文書取扱規程	第11条	（文書等及び物件の立付等） 第11条 前条の規定により収理された文書等及び物件は、これを文書主任又は名下（以立付しなければならない。ただし、文書主任が不在の場合は、主務余長に立付をもとめるとする。 2 文書等の立付を受けた文書主任は、直ちにこれを管課長等の規制に供するとともに、その旨の受付を行って当該物に関する主務者に回付しなければならない。定例的文書及び簡易な文書にあっては、この限りでない。 3 受理した文書等のうち重要又は異例であると認められるものについては、消防局長の指示を受けて処理しなければならない。 4 受理した文書等のうち物の管理等又は市民窓口の関係に関係あるものについては、当該関係部局に回覧しなければならない。 5 文書主任は、文書等及び物件に、通達、金券又は有価証券が同封されていた場合は、受付日、差出人、金額その他必要な事項を記載しなければならない。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直しを要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため	令和7年12月1日施行済						
350	徳島県 徳島市	消防局通信指令室	対面講習	消防本部訓令	徳島市消防職員非常召集規程	第11条	（非常召集訓練） 第11条 消防局長又は消防署長は、必要と認めるときは非常召集訓練を実施することができる。 2 前項の非常召集訓練の実施は、この規程の定めるところにより行う。										アナログ規制に該当しない				
351	徳島県 徳島市	消防局総務課	常駐・専任	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第7条	（衛生管理者） 第7条 法第12条第1項の規定に基づき、消防局及び消防署に、衛生管理者を置く。 2 衛生管理者は、労働安全衛生法に定める資格を有する者から消防局長が選任する。 3 衛生管理者は、法令等に関する職務を掌理する。 （1）職場巡視の実施及び職務上の指導に関すること。 （2）救急処置等の必要及び整備に関すること。 （3）健康診断に関すること。 （4）健康診断結果その他職務の健康保持に必要な事項に関すること。 （5）作業者、教育や勤務その他職務上異常の有る者に関すること。 （6）健康障害の防止に関すること。 （7）公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 （8）その他安全管理に関すること。 4 衛生管理者は、前項各号に掲げる事項に関し、必要に応じ消属長に対し改善措置等について意見を具申することができる。	労働安全衛生規則	第7条第1項第4号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	1	1	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
352	徳島県 徳島市	消防局総務課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第9条	（産業医） 第9条 消防局に法第13条の規定に基づく産業医を置く。 2 産業医は、医師のうちから消防局長が委任する。 3 産業医は、次の各号に掲げる職務を行う。 （1）健康教育の実施及び健康に関する多くの疾患指導等の職務の健康管理に関すること。 （2）衛生教育、健康相談その他の健康の保持増進のための指導に関すること。 （3）職場環境の巡回点検、把握に関すること。 （4）健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。 （5）公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 （6）その他医学的、専門的立場から、職務の健康管理等について必要な事項に関すること。 4 産業医は、前項各号に掲げる事項に関し、消防局長に対して勧告し又は助言することができる。	労働安全衛生規則	第15条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
353	徳島県 徳島市	消防局総務課	常駐・専任	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第9条	（産業医） 第9条 消防局に法第13条の規定に基づく産業医を置く。 2 産業医は、医師のうちから消防局長が委任する。 3 産業医は、次の各号に掲げる職務を行う。 （1）健康教育の実施及び健康に関する多くの疾患指導等の職務の健康管理に関すること。 （2）衛生教育、健康相談その他の健康の保持増進のための指導に関すること。 （3）職場環境の巡回点検、把握に関すること。 （4）健康障害の原因調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。 （5）公務災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。 （6）その他医学的、専門的立場から、職務の健康管理等について必要な事項に関すること。 4 産業医は、前項各号に掲げる事項に関し、消防局長に対して勧告し又は助言することができる。	労働安全衛生法	第13条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型4	2	2	b-1.見直しを要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
354	徳島県 徳島市	消防局総務課	対面講習	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第23条	（特別教育） 第23条 労働基準法、前条に定める教育を実施するほか、次の各号に掲げる職務に対し衛生教育を実施しなければならない。 （1）新たに採用された者 （2）新しく業務の変化な職務に配置された者 （3）その他、消防局長が特に必要と認めた者	労働安全衛生規則	第35条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直しを要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
355	徳島県 徳島市	消防局総務課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第35条	（衛生管理者の巡視） 第35条 衛生管理者は、少なくとも毎週1回庁舎等を巡視し、職務の衛生管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。	労働安全衛生規則	第11条第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
356	徳島県 徳島市	消防局総務課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員衛生管理規程	第36条	（点検） 第36条 衛生管理者は、必要に応じ毎月1回庁舎等を巡視し、職務の衛生管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。	労働安全衛生規則	第15条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
357	徳島県 徳島市	消防局総務課	常駐・専任	消防局訓令	徳島市消防職員安全管理規程	第9条	（安全衛生） 第9条 消防局長は、安全責任者の職務を補助するため、必要に応じ安全衛生推進者を選任することができる。 2 安全衛生推進者の指示を受けるに当たる事務を統括する者として、安全衛生統括管理者を置く。										アナログ規制に該当しない				
358	徳島県 徳島市	消防局警防課	対面講習	消防局訓令	徳島市消防職員安全管理規程	第24条	（特別教育） 第24条 労働基準法、前条に定める教育を実施するほか、次の各号に掲げる職務に対し安全管理に関する教育を実施しなければならない。 （1）新たに採用された者 （2）新しく業務の変化な職務に配置された者 （3）その他、消防局長が特に必要と認めた者	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	b-2.見直しを要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(直ちには運用の変更は困難))	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちに運用の変更は困難なため							
359	徳島県 徳島市	消防局総務課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員安全管理規程	第25条	（統括安全責任者の巡視） 第25条 統括安全責任者は、少なくとも毎月1回庁舎、消隊施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
360	徳島県 徳島市	消防局警防課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員安全管理規程	第26条	（安全責任者の巡視） 第26条 安全責任者は、少なくとも毎月1回庁舎、消隊施設等を巡視し、職務の安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
361	徳島県 徳島市	消防局警防課	日常	消防局訓令	徳島市消防職員安全管理規程	第27条	（安全担当者の巡視） 第27条 安全担当者は、必要に応じ庁舎、消隊施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、安全責任者に報告しなければならない。 2 安全責任者は、前項の報告を受けた場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型3	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため							
362	徳島県 徳島市	消防局総務課	定期検査・点検	規則	消防団員等公務災害補償条例施行規則	第9条	（定期報告書） 第9条 傷病報酬年金の受給権者、障害補償年金の受給権者及び遺族補償年金の受給権者は、毎年1回12月末日までに年金定期報告書に次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。 （1）傷病補償年金にあっては、医師の診断書 （2）障害補償年金にあっては、医師の診断又は意見書 （3）遺族補償年金にあっては、婚姻を受けることができる遺族であることを証明する書類	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1①	1①	c-2.見直し否(活用可能な技術等が現時点で不存在)	アナログ的な手段に代替するデジタル技術が現時点で存在しない							
363	徳島県 徳島市	消防局予防課	書面掲示	条例	徳島市火災予防条例	第23条	（掲使等） 第23条 次に掲げる場所であって、消防局長が指定する場所においては、掲使し、若しくは喫火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、それらが同じ必要に応じて各々2つ掲使場所を定めた場合は、この限りでない。 （1）劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台又は桟敷 （2）百貨店、マーケットその他の物品販売等客を招き公衆又は関係人を入場（以下「百貨店等」という。）の売場又は展示部分 （3）文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和4年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲 （4）前1号及び前2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所 2 前項の規定により指定する場所には、喫煙の用途又は喫煙の場所を示す標識（以下「火気厳禁」又は「喫煙物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において標識の方法、取付基準、その他必要な事項は、規則で定めるものとする。 3 前項の規定により指定する場所には、喫煙の用途又は喫煙の場所を示す標識（以下「火気厳禁」又は「喫煙物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。この場合において標識の方法、取付基準、その他必要な事項は、規則で定めるものとする。 4 第2項又は前項第2号に規定する標識と非対で設計用による標識を設けるときは、「喫煙（又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける設置用において、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。 5 第2項又は前項第1号に規定する標識と非対で設計用による標識を設けるときは、「喫煙（又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける設置用において、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。 6 第2項又は前項第2号に規定する標識と非対で設計用による標識を設けるときは、「喫煙（又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける設置用において、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。 7 前項の規定により指定する場所の掲使等は、当該場所で喫煙し、若しくは喫火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない。	消防例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	喫煙・専任、対面、書面掲載等により厳格に実施する必要があるため							

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名／様式名	条項／掲載場所	条文／規定内容	根拠法令等名／通知・通達等名／条例等名	当該条項等	規制概要の分類	類型・PHASE 類型	類型・PHASE 現在PHASE	見直しの方向性の種別 見直しの方向性	見直しの方向性の詳細	見直しの具体的な方法／見直しに不要の具体的な理由／見直しに次の具体的な理由／業種横断的の具体的な理由 等	見直し完了時期／（「継続検討」の場合）再検討時期	備考	見直しの状況（完了済み／未了）	実際の見直しの具体的な内容（※左内容や理由の内容が分かるように記載）	未了の場合 未了の理由	未了の場合 再検討時期
364	徳島県 徳島市	消防局予防課	書面掲示	条例	徳島市火災予防条例	第39条	（駐車等の定員） 第39条　劇場の観客席は、次に定めるところにより、収容人数の算定に当たつて用いなければならない。 (1)　客席の部分ごとに、幼児及びこれをこえて着座した者の定員数（以下「定員」という。）を超えて客を入場させないこと。 (2)　客席の部分ごとに、幼児及びこれをこえて着座した者の定員数（以下「定員」という。）を超えて客を入場させないこと。 (3)　一の区まで間隔を有する客席の部分ごとに、当該部分から最も近い出口までの歩行距離を40センチメートルで除して得た数（1未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。 2　公演席を設ける客席については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数 3　その他の部分については、当該部分の床面積を0.5平方メートルで除して得た数 (2)　客席の通路者間に高さ段差のないこと。 (3)　一の区まで間隔を有する客席の部分ごとに、当該部分から最も近い出口までの歩行距離が10メートル以内の場所に、当該部分の収容人員の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。	当該例規	--	規制概要の分類	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現制・尊任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため						
365	徳島県 徳島市	消防局予防課	書面掲示	規則	徳島市火災予防条例施行規則	第2条	（標識類の規格及び掲示場所） 第2条　条例第5条の3第1項及び第3項、第11条第1項第5号及び第7項、第11条の2第2項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第17条第3号、第23条第2項、第33項及び第39項の規定による標識類の規格及び掲示場所は、次に定めるところによる。 2　前項の標識類の掲示期間は、条例に定めるもののほか、当該標識類のそれぞれの掲示目的に応じ、次の1又は2に掲げる区分に掲げる期間とする。	当該例規	--	規制概要の分類	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現制・尊任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため						
366	徳島県 徳島市	消防局予防課	立入	消防局許可	徳島市火災予防査察規程	第3条	（査察の執行） 第3条　設備又は書類上この規程の定めるところにより、管轄区域内の[査察対象物]について、[査察]を行なわなければならない。 2　前項は、必要があると認めるときは、[査察及び予防調査]（以下「[査察等]」という。）に対して、[査察対象物]若しくは当該者を指定して[査察]の執行を指示し、又は自ら[査察]を行うものとする。	消防法	第4条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
367	徳島県 徳島市	消防局予防課	立入	消防局許可	徳島市火災予防査察規程	第4条	（査察の種別及び実施） 第4条　[査察]の種別は、定期[査察]、特別[査察]、住宅[査察]及び[査察]とする。 2　[定期査察]は、次のとおり行うものとする。 (1)　[定期査察]を行う場合は、[査察対象物]の全体に係る火災予防上必要な全ての事項について行うものとする。ただし、著者等が認める場合には、この限りでない。 (2)　[定期査察]は、別表に定める[査察]対象物ごとの前査察日に従い、実施するものとする。ただし、[査察]対象物に係る[届出]及び[報告]等が適正に行われ、自主的な管理が良好であると認められる場合は、当該前査察日によらないことができる。 (3)　関係行政機関と連携を図り、効果的に[査察]を行うものとする。 3　特別[査察]は、次のとおり行うものとする。 (1)　特別[査察]は、[査察]対象物について、前各号又は著者等が必要と認める場合に実施するものとする。 (2)　特別[査察]を行う場合は、[査察]対象物の全体に係る火災予防上必要な全ての事項について行うものとする。ただし、著者等が認める場合には、この限りでない。 (3)　特別[査察]は著者等が必要と認めるときは、[査察]の一部を[委託]して行うものとする。ただし、この場合においても、特別の事情がある場合は、この限りでない。 (4)　関係行政機関と連携を図り、効果的に[査察]を行うものとする。 4　[住宅査察]は、次のとおり行うものとする。 (1)　[住宅査察]は、個人の住居について、[法第4条]第7条ただし書の火災発生のおそれが著しくあり、特に緊急の必要がある場合に実施する[査察]及び[単身高齢者世帯]に該当して、防火診断及び火災予防についての指導を行う単身高齢者住宅防火訪問をいう。 (2)　前号の[単身高齢者世帯]住宅防火訪問については、第7条及び第13条から第15条までの規定は適用しないものとし、その実施及び[事務処理]の方法については、局長が別に定める。 (3)　関係行政機関と連携を図り、効果的に[査察]を行うものとする。 5　[再査察]は、次のとおり行うものとする。 (1)　[再査察]は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる防火対象物について消防法令違反が認められる場合に行う是正の指導及び是正状況の[確認]及びに追跡指導を行う。 (2)　[再査察]の方法については、局長が別に定める。 (3)　関係行政機関と連携を図り、効果的に[査察]を行うものとする。	消防法	第4条、第16条の5	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
368	徳島県 徳島市	消防局予防課	定期検査・点検	消防局許可	徳島市火災予防査察規程	第4条	（査察の種別及び実施） 第4条　[査察]の種別は、[定期査察]、特別[査察]、住宅[査察]及び[査察]とする。 2　[定期査察]は、次のとおり行うものとする。 (1)　[定期査察]を行う場合は、[査察対象物]の全体に係る火災予防上必要な全ての事項について行うものとする。ただし、著者等が認める場合には、この限りでない。 (2)　[定期査察]は、別表に定める[査察]対象物ごとの前査察日に従い、実施するものとする。ただし、[査察]対象物に係る[届出]及び[報告]等が適正に行われ、自主的な管理が良好であると認められる場合は、当該前査察日によらないことができる。 (3)　関係行政機関と連携を図り、効果的に[査察]を行うものとする。 3　特別[査察]は、次のとおり行うものとする。 (1)　特別[査察]は、[査察]対象物について、前各号又は著者等が必要と認める場合に実施するものとする。 (2)　特別[査察]を行う場合は、[査察対象物]の全体に係る火災予防上必要な全ての事項について行うものとする。ただし、著者等が認める場合には、この限りでない。 (3)　特別[査察]は著者等が必要と認めるときは、[査察]の一部を[委託]して行うものとする。ただし、この場合においても、特別の事情がある場合は、この限りでない。 (4)　関係行政機関と連携を図り、効果的に[査察]を行うものとする。 4　[住宅査察]は、次のとおり行うものとする。 (1)　[住宅査察]は、個人の住居について、[法第4条]第7条ただし書の火災発生のおそれが著しくあり、特に緊急の必要がある場合に実施する[査察]及び[単身高齢者世帯]に該当して、防火診断及び火災予防についての指導を行う単身高齢者住宅防火訪問をいう。 (2)　前号の[単身高齢者世帯]住宅防火訪問については、第7条及び第13条から第15条までの規定は適用しないものとし、その実施及び[事務処理]の方法については、局長が別に定める。 (3)　関係行政機関と連携を図り、効果的に[査察]を行うものとする。 5　[再査察]は、次のとおり行うものとする。 (1)　[再査察]は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる防火対象物について消防法令違反が認められる場合に行う是正の指導及び是正状況の[確認]及びに追跡指導を行う。 (2)　[再査察]の方法については、局長が別に定める。 (3)　関係行政機関と連携を図り、効果的に[査察]を行うものとする。	消防法	第4条、第16条の5	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
369	徳島県 徳島市	消防局予防課	立入	消防局許可	徳島市火災予防査察規程	第5条	（[査察]執行上の心得） 第5条　[査察]員は、常に[査察]上必要な知識の習得を図って[査察]能力の向上に努め、[査察]実施に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)　[査察]対象物の関係者、防火管理者、統括防火管理者、危険物取扱者、防火管理者又はその責任にある者（以下「関係者等」という。）の[立会い]を求めること。 (2)　見取、製図、製作その他、関係者に不利の立ち入りをしないこと。 (3)　[査察]により発生又は予想される[火災]の原因、損害の程度その他[査察]に必要な事項を調査すること。 (4)　関係者等から[査察]上の質問があったときは、その結果を上司に報告し、その指示を受け、関係者等に必要な説明をすること。 (5)　[査察]の結果、[査察]対象物又は関係者等に[違反]があるときは、その是非を上司に報告し、その指示を受け、適切に対応するよう努めること。 (6)　関係者間の紛争に介入しないこと。 (7)　前各号に掲げるもののほか、[査察]の公正かつ円滑に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。	消防法	第4条、第16条の5	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
370	徳島県 徳島市	消防局予防課	定期検査・点検	消防局許可	徳島市火災予防査察規程	第6条	（[査察]の計画） 第6条　局長は、[査察]対象物の現状及び[査察]の執行状況等を踏まえ、重点的かつ計画的に[査察]を実施するために、毎年度、[査察]方針を作成するものとする。 2　前各号に規定するもののほか、[査察]方針を[作成]するために必要な事項は、局長が別に定める。										アナログ規制に該当しない					
371	徳島県 徳島市	消防局予防課	立入	消防局許可	徳島市火災予防査察規程	第9条	（[査察]の実施） 第9条　[査察]は、消防対象物等の出火危険、延焼拡大危険及び[火災]による人命危険の排除等を主眼として、[査察]の区分、種類及び消防対象物等の状況に応じ、次に掲げるものの位置、構造、設備、管理の状況等について行うものとする。 (1)　建築物その他の工作物 (2)　火を使用する設備及び器具 (3)　電気設備及び器具 (4)　危険物等 (5)　消防用設備等 (6)　特定可燃物等 (7)　その他必要と認める事項	消防法	第4条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
372	徳島県 徳島市	消防局予防課	立入	消防局許可	徳島市火災予防査察規程	第10条	（[査察]の指定） 第10条　[査察]は、管轄区域において[査察]対象物の状況等に応じて、別表に定める[査察]対象物の区分ごとに[査察]員を指定し、[査察]を行うものとする。 2　前の予防[査察]は、次の防火対象物について[査察]を行うものとする。 (1)　[査察]対象物のうち第4種[査察]対象物 (2)　前号に掲げるもののほか、局長が必要と認める防火対象物 3　前の予防[査察]は、次の防火対象物について[査察]を行うものとする。 (1)　[査察]対象物のうち第1種[査察]対象物、第2種[査察]対象物及び第3種[査察]対象物 (2)　[法第8条]第1項の[地下街]、[法第17条]第1項の[特定防火対象物]、[複合用途防火対象物]、[劇場等]の[査察]の対象でないもの (3)　前2号に掲げるもののほか、著者から必要と認める防火対象物 4　[緊急査察]は、次の防火対象物について[査察]を行うものとする。ただし、今[査察]が[消防用の[緊急査察]については、この限りでない。 (1)　[査察]対象物のうち第4種[査察]対象物及び第5種[査察]対象物であって、著者が必要と認める[もの] (2)　前号に掲げるもののほか、著者が必要と認める防火対象物 5　著者は、前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときには、予防[査察]及び[緊急査察]の[査察]について、模型に応援させることができる。 6　[査察]を行うときには、原則として複数の人員で行うものとする。	消防法	第4条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
373	徳島県 徳島市	消防局予防課	定期検査・点検	消防局許可	徳島市火災予防査察規程	別表	第1種[査察]対象物 1号に1回以上 第2種[査察]対象物 1　法第8条の2の2第1項の規定により、[定期]に防火対象物の[点検]及び[報告]しなければならない防火対象物で、法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物（第1種[査察]対象物、第2種[査察]対象物を除く。） 2　法第8条の2の5第1項の規定により、自衛消防組織を置かなければならない防火対象物（第1種[査察]対象物及び前掲に掲げるもの[を]除く。） 第3種[査察]対象物 法第8条第1項の規定により、防火管理者を定めなければならない防火対象物で、法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物（第1種[査察]対象物、第2種[査察]対象物を除く。） 4号に1回以上 第4種[査察]対象物 5号に1回以上 第5種[査察]対象物 第1種[査察]対象物から第4種[査察]対象物以外の防火対象物 7号に1回以上 第6種[査察]対象物	消防法	第4条、第16条の5	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
374	徳島県 徳島市	消防局予防課	定期検査・点検	消防局許可	徳島市火災予防査察規程	別表	法第8条の2の2第1項の規定により、[定期]に防火対象物の[点検]及び[報告]しなければならない防火対象物で、消防法施行令別表第1(5)項イ、(6)項ロ及び(16)項イに掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、同表(5)項イに掲げる防火対象物に係るものに限る。) 1号に1回以上 法第8条の2の2第1項の規定により、[定期]に防火対象物の[点検]及び[報告]しなければならない防火対象物(第1種[査察]対象物を除く。) 3号に1回以上 4号に1回以上 5号に1回以上 7号に1回以上	消防法	第8条の2の2第1項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
375	徳島県 徳島市	消防局予防課	書面掲示	消防局許可	徳島市火災予防違反処理規程	第9条	（通知の[留]等） 第9条　予防違反又は消防署長は、前条により報告又は通報を受けたときは、必要により所属職員に命じて速やかに、その実情を[調査]させなければならない。 2　前2項の規定により[調査]を命じられた職員は、[調査]した結果を[査察]書（別記様式第1号）に、必要により図ごとの実況見分調書を添付して消防局長又は消防署長に報告しなければならない。 3　[立入検査]による違反処理を行なう場合は、[違反処理]を開始した者から[違反処理]の[実施]を終了した者に以下「[違反処理]担当者」という。）について、違反処理を終了した時点において、違反処理の実施状況を[報告]しなければならない。ただし、[違反処理]を完了した時点において、[違反処理]の実施状況を[報告]した場合は、この[限]りでない。 4　[期間]は、[違反処理]の[期間]中に、関係者に説明を行ったときは、必要により[期間][調査]票[作成]し、記録しておかなければならない。	消防法	第4条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	b-2.見直し不要（現状でアナログ的な手段に限定されていない（直ちには適用の変更は困難））	デジタル技術による代替の可能性の検討や関係機関との調整が必要であり、直ちには国の変更は困難なため						
376	徳島県 徳島市	消防局予防課	書面掲示	消防局許可	徳島市火災予防違反処理規程	第34条	（[査察]等の公示） 第34条　前の規定により消防署長は、[特例認可]をしたとき、法第3条第3項及び[第5条の3]第4項において準用する[災害]救助法（昭和36年法律第223号。以下「災害救助法」という。）第23条の3第1項の規定により[災害]救助法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災害救助法施行令」という。）第26条第2項又は[第5条の3]第4項の規定により[公示]する場合は、[保管物]を[管理]する消防署に掲示するとともに、[消防署]の[掲示]場に[掲示]をしなければならない。 2　前項の公示の期間は14日とする。 3　消防局長又は消防署長は、第1項に規定する方法による[公示]をするときに[管理]する消防署に[保管物]一覧簿（別記様式第24号）を備え付け、これをいつでも関係のある者に自由に閲覧させなければならない。	災害対策基本法施行令 消防法施行令	第26条第1項第1号 第50条	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
377	徳島県 徳島市	消防局予防課	住民閲覧・縦覧	消防局許可	徳島市火災予防違反処理規程	第34条	（[保管物]の公示） 第34条　前の規定により[消防署]長は、前条の規定により、物件を[保管]したときは、[法第3条第3項]及び[第5条の3]第4項において準用する[災害]救助法（昭和36年法律第223号。以下「災害救助法」という。）第23条の3第1項の規定により[災害]救助法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災害救助法施行令」という。）第26条第2項又は[第5条の3]第4項の規定により[公示]する場合は、[保管物]を[公告][消防署]の[掲示]場に[掲示]をしなければならない。 2　前項の公示の期間は14日とする。 3　[消防局]長又は[消防署]長は、第1項に規定する方法による[公示]をするときに[管理]する[消防署]に[保管物]一覧簿（別記様式第24号）を備え付け、これをいつでも関係のある者に自由に閲覧させなければならない。	災害対策基本法施行令	第26条第2項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型3	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現制・尊任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため						
378	徳島県 徳島市	消防局予防課	立入	消防局許可	徳島市火災予防違反処理規程	第43条	（違反処理概念の[定義]） 第43条　予防違反又は消防署長は、違反処理を行った場合は、[週間]立入検査等を通じ、履行状況の[確認]、履行の督促及び火災等の災害発生の防止等の指導を行うとともに、違反処理概念（第[3]別記様式第29号に記載しておかなければならない。	消防法	第7条、第8条の2、第8条の3、第17条の3、第17条の3の2	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
379	徳島県 徳島市	消防局予防課	対面講習	消防局許可	徳島市火災予防規程	第12条	（防火管理上必要な[講習]） 第12条　[法第8条]第1項第1号又は同項第2号ニに規定する消防長令で定める[講習]の[課程]を修了した者（以下「防火管理[講習]修了者」という。）について、甲種（新[規定]）、[再講習]又は乙種（新[規定]）[再講習]の[火管理講習]修了者も第3項[別記様式第5号]、以下「防火管理[講習]修了者」という。）に記載するとともに、防火管理[講習]修了者に[修了証]（別記様式第6号の3）を交付するものとする。 2　前項の規定にかかわらず、[法第8条]第1項第1号又は同項第2号ニに規定する消防長令で定める[講習]の[課程]を修了した者（以下「防火管理[講習]修了者」という。）について、甲種（新[規定]）、[再講習]又は乙種（新[規定]）[再講習]の[火管理講習]修了者も第3項[別記様式第5号]、以下「防火管理[講習]修了者」という。）に記載するとともに、防火管理[講習]修了者に[修了証]（別記様式第6号の3）を交付するものとする。 3　[前]第[4]条の[2]013第3号の[規]に[基]づ[き]、[法]第[1]条[3]項及び[第]5条の3第4項において準用する[災害]救助法（昭和36年法律第223号。以下「災害救助法」という。）第23条の3第1項の規定により[災害]救助法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災害救助法施行令」という。）第26条第2項又は[第5条の3]第4項の規定により[公示]する場合は、[保管物]を[公告]した[消防署]の[掲示]場に[掲示]をしなければならない。 2　[消防局]長又は[消防署]長は、第1項に規定する方法による[公示]をするときに[管理]する[消防署]に[保管物]一覧簿（別記様式第24号）を備え付け、これをいつでも関係のある者に自由に閲覧させなければならない。	消防法施行令 消防法施行規則 第1項1号	第3条第1項第1号ハ及び第2号ハに掲げる者のうち第4条の2に規定する講習の課程を修了した者 第3条第1項第1号ハ及び第2号ハに掲げる者のうち第4条の2第1号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現制・尊任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため						
380	徳島県 徳島市	消防局予防課	対面講習	消防局許可	徳島市火災予防規程	第13条	（修了証の再交付） 第13条　前条の[講習]を修了した者は、[消防局]長に対し、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事由が生じたときは、[修了証]の再交付申請（別記様式第7号）をすることができる。 (1)　[修了証]の[記載事項]に変更が生じたとき。 (2)　[修了証]をこわ、滅失、汚損又は破損したとき。 2　[消防局]長は、前項の[申請]があつたときは、[防火管理講習]修了者名簿、自衛消防業務[講習]修了者名簿又は[追加講習]修了者名簿により照会のうえ、[修了証]を再交付するものとする。										アナログ規制に該当しない					
381	徳島県 徳島市	消防局予防課	立入	消防局許可	徳島市火災予防規程	第41条	（[事故報告書]の[処理]） 第41条　[防]危険[第]14条に規定する事故報告書の提出があったときは、事故発生場所の[立入検査]等を実施し、その原因、被害の状況及び[法令]違反の有無等について[調査]を行うものとする。 2　前項の事故報告書を受理したときは、危険物施設台帳に当該事故の概要を記載しておくものとする。	消防法、危険物の規制に関する政令	第16条の3の2	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
382	徳島県 徳島市	消防局予防課	立入	消防局許可	徳島市火災予防規程	第48条	（[立入検査]） 第48条　法第4条又は法第16条の5の規定に基づく[立入検査]を行うときは、予め下防火管理者等の関係者に[立会い]を求めるものとする。 2　[立入検査]を行ったときは、所[に]求める[立入検査]結果[結果]を[作成]し、当該[通知]書（[交付]）[を][交付]するものとする。	消防法	第4条第1項及び第16条の5第1項	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現場において目視を中心とした五感のいずれかの作用をもって確認させなければ規制目的を達成できないため						
383	徳島県 徳島市	消防局予防課	対面講習	消防局許可	徳島市火災予防規程	第56条	（防火管理に[関]する[講習]の[修了者]） 第56条　[法]第[8]条[1]項[1]号に規定する[消]防[長]令で[防]火管理[者]が[実]施する[講習]の[課程]を修了した者（以下「防火管理[講習]修了者」という。）について、防火管理[講習]修了者[名]簿（別記様式第[2]号）[作成]及び[記]載するものとする。	消防法施行令	第47条第1項第1号	(a)国の法令等に基づいて定めている規制	類型1	1②	1②	c-1.見直し否（アナログ的な手段に限定することが適当）	現制・尊任、対面、書面確認等により最低に実施する必要があるため						

No.	自治体名	所管課	規制区分	例規等種別	条例等名 ／様式名	条項／ 掲載場所	条文／ 規定内容	根拠法令等名／ 通知・通達等名／ 条例等名	当該条項等	規制概要 の分類	類型・PHASE 類型	類型・PHASE 現在 PHASE	見直し後 PHASE	見直しの方向性の検討 見直しの方向性	見直しの方向性の検討 見直しの方向性の詳細	見直し予定 見直し完了時期／ （「継続検討」の場合） 再検討時期	備考	アノロードップ 見直しの状況 （完了済み／未了）	アノロードップ 実際の見直しの具体的な内容 （※左内容を選択の参考に かかるように記載）	アノロードップ 未了の場合 未了の理由	アノロードップ 未了の場合 再検討時期
384	徳島県 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市火災調査規程	第13条	（火災現場の立入） 第13条　消防局長に災害する職員は、防ぎょ活動において人体の負、傷、感染症、延焼拡大の危険発生等の危険等を認知したときは、現場指揮者に報告しなければならない。 2　調査員は、火災現場を見分し、火災原因の判断に必要な資料の収集に支障が生じないよう、この場合、関係として関係者の立会いのもとに行う。 3　調査員は、火災現場の立入り中止を指揮するため、支障となり危険と認められる場合は立入りをさせなければならない。 4　調査員は、発見現場、関係者等に対する質問等による事実等に基づき危険の発生を行うよう努めなければならない。	消防法	第31条、第32条 第33条、第34条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	1①	1①	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	現場において指令を中心とした左右のいずれかの作用をもって確認させなければ正確判断等を通知できないため							
385	徳島県 徳島市	消防局予防課	書面掲示	規則	危険物規制の事務手続に関する規則	第2条	（仮貯蔵又は仮取扱いの承認） 第2条　法第10条第1項ただし書の規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認をするときは、危険物仮貯蔵・仮取扱い承認書（別記様式第1号）に省令第1条の6に規定する申請書類を添付して、消防局長（第11条を除き、以下同じ。）に提出するものとする。 2　前項の規定にかかわらず、地震、風水害等の災害が発生した場合であって消防局長が特に必要と認めるときにおける仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請及び承認については、別に定めるところにより行うことができる。 3　第1項の承認を受けた者は、当該仮貯蔵又は仮取扱いをする場所の見やすい位置に、仮貯蔵又は仮取扱承認済である旨を標示した標識板（別記様式第2号）を掲げなければならない。	消防法	第10条	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型4	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最権に実施する必要があるため							
386	徳島県 徳島市	消防局予防課	書面掲示	規則	危険物規制の事務手続に関する規則	第4条	（仮使用の承認） 第4条　完成、法第11条第5項ただし書の規定による製造所等の仮使用の承認をするときは、仮使用承認書（別記様式第5号）を申請者に交付するものとする。 2　前項の承認を受けた者は、当該製造所等の仮使用をする部分の見やすい位置に仮使用承認済である旨を標示した標識板（別記様式第5号の2）を掲げなければならない。	消防法	第11条第5項	(c)国の法令等を参照しつつ、自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型2	1②	1②	c-1.見直し否(アナログ的な手段に限定することが適当)	常駐・専任、対面、書面確認等により最権に実施する必要があるため							
387	徳島県 徳島市	消防局予防課	書面掲示	徳島市警報の標準	第11条	（火災警報発令時の措置） 第11条　署長は、火災気象通報又は警報が発令されたときは、関係官公署、報道機関等への通報、サイレンの吹鳴、掲示板等による住民への広報、出動準備及び人員の増強その他必要と認められる措置を講ずるものとする。 2　前項各号に定める火災警報発令時の措置は、次のとおりとする。 3　前項各号に定める制限事項について周知徹底を図るものとする。									アナログ複製に該当しない					
388	徳島県 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市警防規程	第25条	（火災警報の発表等） 第25条　火災警報の発表は、現場最高指揮者が行うものとし、その決定をしたときは、直ちにその決定内容を通信指令課へ通報しなければならない。 2　火災警報に対する処置は、前項の規定により現場最高指揮者が決定するところにより、その決定をしたときは、直ちにその決定内容を通信指令課へ通報しなければならない。また、現場最高指揮者は、状況により残火処理のための指揮及び消防隊を指定して、残火の完全消火を確認するとともに、別に定める再燃防止必要な措置をとらなければならない。									アナログ複製に該当しない					
389	徳島県 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市警防規程	第26条	（活動報告等） 第26条　災害現場に到着した現場最高指揮者は、次の各号について確認しる限り通信指令課に即報し、後続出動部隊の活動が円滑に行われるよう努めなければならない。 (1) 出場現場の位置及び目標 (2) 災害の状況及び周囲の状況 (3) 延焼位置 (4) 前各号のほか、必要と認める事項 2　通信指令課は、火災の受信時及び前項各号に定める報告等に伴って有する情報データ等により、出動部隊に情報を提供するよう努めなければならない。 3　出動した指揮隊及び消防隊等は、速やかに別記様式第1号から第3号までに定める活動報告書により指揮隊は総次第、消防隊等は所属長に報告しなければならない。 4　前項の活動報告書は、関係署課に送付するものとする。 5　消防署長は、災害等に出動した消防団員を慰労し、又は消防分団からの報告に基づき、別記様式第4号に定める報告書により消防局長に報告しなければならない。									アナログ複製に該当しない					
390	徳島県 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市警防規程	第40条	（消防対象物の部分使用） 第40条　災害現場に出動した各機指揮者及び隊員は、法第29条第1項(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による措置を行うときは、災害の状況を的確に判断し、当該措置を必要最小限度にとどめなければならない。 2　(法第29条第2項及び第3項(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による措置は、現場最高指揮者がその権限を行使するものとする。 3　現場最高指揮者は、前項の規定により措置を行うときは、災害の状況を的確に判断し、当該措置を必要な最小機能にとどめなければならない。この場合において、可能な限り、当該消防対象物の関係者の同意又は立会いを求めるものとする。									アナログ複製に該当しない					
391	徳島県 徳島市	消防局予防課	対面講習	消防局訓令	徳島市警防規程	第56条	（危険） 第56条　消防署長及び警防課長及び通信指令課長は、現場活動に万全を期すことを目的として、訓練を効果的に推進しなければならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
392	徳島県 徳島市	消防局予防課	対面講習	消防局訓令	徳島市警防規程	第57条	（訓練計画及び実施） 第57条　消防署長は、現場活動に必要な動作及び操作並びに消防隊等の活動及びその連携を有機職務に習熟させるため訓練計画を作成し、これに基づく訓練を実施させるものとする。 2　消防署長は、前項の訓練の実施に当たっては、配備された消防資機材等を活用し、所属職員の警防技術の習熟及び向上を図るよう努めなければならない。 3　通信指令課長は、指揮活動に必要な知識及び技術の向上のため、計画的に訓練を実施するよう努めなければならない。 4　警防課長は、訓練の成果を確認し技術の向上を図るための訓練計画を作成し、消防局長に報告するものとする。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
393	徳島県 徳島市	消防局通信指令室	対面講習	消防局訓令	徳島市消防指揮隊規程	第7条	（訓練） 第7条　通信指令課長は、指揮活動に必要な知識及び技術の向上のため、計画的に訓練を実施するよう努める。 2　前項各号及び指揮隊員は、平素から指揮活動に必要な知識及び技術の向上を図る。									アナログ複製に該当しない					
394	徳島県 徳島市	消防局予防課	対面講習	消防局訓令	徳島市救急業務規程	第7条	（隊員の教育訓練） 第7条　消防署長は、隊員に対し、救急業務を行うに必要な知識及び技術を習得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							
395	徳島県 徳島市	消防局予防課	口頭	消防局訓令	徳島市救急業務規程	第10条	（現地指揮） 第10条　署長は、救急現場に到着したときは、傷病者の数、傷病の程度等を確認して応援の必要性について判断し、必要がある場合は通信指令課に即報しなければならない。									アナログ複製に該当しない					
396	徳島県 徳島市	消防局予防課	定期検査・点検	消防局訓令	徳島市救急業務規程	第24条	（救急隊員） 第24条　消防署長は、第22条の報告書に基づき、毎月7日までに所定の救急統計を作成し、消防局長に報告しなければならない。 2　消防局長は、前項の報告に基づき救急業務改善報告書（昭和57年消防救第53号）に定めるところにより、救急年報を作成しなければならない。									アナログ複製に該当しない					
397	徳島県 徳島市	消防局予防課	対面講習	消防局訓令	徳島市救急業務規程	第30条	（救急業務計画） 第30条　特殊な救急事故が発生した場合における救急業務計画は別に定める。 2　消防局長は、前項の計画に基づき、毎年1回以上訓練を行うものとする。	当該例規	--	(b)自団体の条例等に基づいて定めている規制	類型1	2	2	b-1.見直し不要(現状でアナログ的な手段に限定されていない(既に運用まで変更済み))	既にデジタル技術を活用する運用、又は専任、検査の機和等が可能な運用に変更済みのため							